

第百十八回 参議院商工委員会會議錄第二号

平成二年五月二十四日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十四日

辞任

合馬 敬君

補欠選任

山本 富雄君

四月二十五日

辞任

山本 富雄君

補欠選任

合馬 敬君

吉田 達男君

四月二十六日

辞任

岩本 久人君

補欠選任

吉田 達男君

出席者は左のとおり。

委員長

倉田 寛之君

理事

中曾根弘文君

委員

井上 計君

大木 浩君

下条進一郎君

前田 勲男君

松浦 孝治君

大瀨 絹子君

梶原 敬義君

庄司 中君

谷畑 孝君

吉田 達男君

広中和歌子君

三木 忠雄君

市川 正一君

池田 治君

今泉 隆雄君

国務大臣

通商産業大臣

武藤 嘉文君

国務大臣

相沢 英之君

政府委員

公正取引委員会

矢部丈太郎君

事務局官房審議

安田 靖君

経済企画庁調整

加藤 雅君

局審議官

富金原俊二君

経済企画庁物価

関 収君

計画局長

山本 貞一君

通商産業大臣官

合田宏四郎君

房審議官

島山 襄君

通商産業大臣官

内藤 正久君

房審議官

棚橋 祐治君

通商産業省通商

岡松壯三郎君

政策局長

南学 政明君

通商産業省生活

山本 雅司君

産業局長

深沢 亘君

資源エネルギー

向 準一郎君

庁次官

資源エネルギー

吉田 文毅君

庁公益事業部長

柴田 勝隆君

事務局側

常任委員会専門

員

小野 博行君

説明員

法務省入国管理

木原 哲郎君

局参事官

河上 信彦君

大蔵大臣官房企

木下 博夫君

画官

建設省建設経済

近藤 茂夫君

局建設課長

建設省都市局都

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

市計画課長

本日の会議に付した案件

○産業貿易及び経済計画等に関する調査

(通商産業行政の基本施策に関する件)

(経済計画等の基本施策に関する件)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(倉田寛之君) ただいまから商工委員会

を開会いたします。

産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題と

いたします。

前回の委員会において聴取いたしました所信等

に対し、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大瀨絹子君 通産大臣の所信表明の中で二、三

お聞きしておきたいと思ひます。

地球規模での共存共栄を目指した施策づくり

というのを掲げておられますけれども、その中

に「人類共通の課題である地球環境問題は、経済

成長と環境保全の両立を将来にわたって実現する

方向でその解決を図ることが必要であり、国際的

な協調を図りつつ、我が国のすぐれた技術力、経

済力を活用した主体的な貢献を果たさなければな

りません。このため、技術開発や発展途上国に対

する技術協力を積極的に進めるなど総合的な対策

な協調を図りつつ、我が国のすぐれた技術力、経

済力を活用した主体的な貢献を果たさなければな

りません。このため、技術開発や発展途上国に対

する技術協力を積極的に進めるなど総合的な対策

を講じてまいります。というふうに申されており

ますけれども、地球環境問題への具体的な対応と

して示されております地球環境産業技術研究所、

これは仮称となっておりますけれども、これはど

ういう目的で、あるいはどういうことをするとこ

ろか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山本雅司君) 地球環境問題につきま

しては、今委員御指摘のとおり、通商産業省とし

て、最大の政策として現在進めているところでご

ざいます。その中で、実は日本の特色を生かしま

して、技術によりまして環境問題を何とかブレイ

クスルをしたいという一つの大きな目標を掲げて

おります。そのための具体的な施策として、今

年度予算が通りますれば、地球環境に対する産業

技術の面で基礎的な研究を中心に行っていくとい

ういうことで考えております。その具体的な内

容は、例えばでございますけれども、新しいバイ

オの技術を使いまして炭酸ガスの固定化を何とか

できないかというように、あるいはさらには

もっと具体的なところになりますと、出てきた炭

酸ガスにつきましてどのような形でこれを最終的

に処分が可能かとか、いろいろ基礎的なところを

含めましてこれから長期計画で研究を進めていき

たい、このように考えているわけでございます。

○大瀨絹子君 このつくりられます研究所はどうい

う運営がなされるようになるのでしょうか。本年

度の予算の中に二十五億円の出資というようにな

とが書かれておりますけれども、ここで研究開発

されるものについては将来どういうことに使われ

ていくのか、あるいは開発された技術を民間と協

力するような形が将来とられるのかどうか。

○政府委員(山本雅司君) 現在のところ、まだ予算を通していただけていません。また、最終的な確定たることを申し上げかねるところはございますけれども、基本的にはこれは財団法人という形で民間の活力を十分に活用した形でやっていきたいと考えておるわけでございます。したがって、その成果につきましては、日本の国内で民間もあるいはもちろん政府もこれを活用いたしますし、先ほど御指摘がございましたように国際協力にも十分使おう。さらには、これは将来の構想でございますが、できれば研究自体も国際的な協力で行っていただければいいことではないかというところで、将来これも検討していくということになるかと考えております。

○大淵綱子君 ただいまのはこれから設置される研究所ということで認識をいたしましたけれども、今までにこうした新しいエネルギーについて研究開発されて完成をされている部分、あるいは今研究開発が進められている部分について少し詳しくお聞きをしたいのですけれども。

○政府委員(山本雅司君) 実は、環境問題そのものにつきましては今度の地球環境産業技術研究所というのが初めてでございますが、今御指摘の新しいエネルギーあるいは例えばバイオとかいろいろな問題につきましては、それぞれ大きな項目につきまして研究組合をつくってやっていたり、あるいは財団法人をつくってやっていたりということ、現在までも強力に実施してきているところでございます。

具体的には、御指摘でございますけれども、例えばきのうの新聞などでも取り上げられました第五世代コンピュータなどは財団法人で十年近くやってきておりますし、例えばバイオにつきましても、たしか株式会社方式だったと思いますが、蛋白質工学研究所というのは基礎技術研究促進センターの方からの出資などでやっております。さらにエネルギーに関しましては、超電導についてもそういう組織をつくってやっておりますし、それぞれの分野で、我が国の場合は基本的には民間

間の技術を集結し、政府といたしてもいろいろの試験研究機関がございまして、さらには学界的な御協力もいただきまして、英知を集結して一番効率的な形にするために、組織形態といたしましては株式会社形態の場合あるいは財団法人の場合、さらには研究組合方式の場合等、その内容と目的に応じてそれが弾力性に今まで推進してきているというのが実情でございます。

○大淵綱子君 開発研究がもう完成をした部分について実際に運用されている具体例がございまして、例えば、太陽熱発電プラントというのが五十六年から六十年で完成をされているというふうな資料にはあるんですけれども、そういうものを使って実際にエネルギー源として使われている部分があるかどうか。

○政府委員(山本雅司君) エネルギーに関しましては、実は工業技術院を中心にして、組織といたしましては新エネルギー・産業技術総合開発機構と申しますか、ちょっと正確には言えないが、いろいろな複合的な名称になっておりますが、通称NEDOと申しまして、ここを中心にしてエネルギーに

内容といたしましては、いわゆる石油の代替エネルギー関係というのは、サンシャイン計画と申しておりました、これにつきましては、例えば石油の液化とか水素エネルギーとかいろいろなことをいろいろ手がけてきております。その中には太陽光発電、こういうものも内容になっております。さらにもう一つは、代替エネルギーと申しますよりも省エネルギーを中心にして、今の話の言葉で申しますと、地球に優しいエネルギーというところで、ムーンライト計画ということも手がけておるわけでございまして、この二つを柱として現在まで研究開発に力を注いできております。

その中の具体的な成果というお話でございますけれども、現在成果が出だしている中で一番実用化に近いのは、私どもの感じでは燃料電池が一つの項目かと思われまして、それから太陽光発電につきましても、その素材の研究、例えばアモルフ

アスを使ってやるかという素材の研究が相当進んでおりまして、これも実用化の段階にきているかと考えております。さらに非常に細かい、今までもずっとやってきている問題ではございますが、地熱の問題とかあるいは風力発電の問題とかいうのも手がけているのが事実でございます。

○大淵綱子君 石油代替エネルギーの開発が進められたのは二回にわたるオイルショックが原因であつたのと同じように、現在ではそのオイルショックの問題よりも環境保全の問題が大きくなり上げられてきておるかと思ひます。そうした場合、地球環境を破壊しないエネルギーの開発というものは、これからは大変重要なことであると思ひますけれども、この開発研究費というものは、私が見た目では非常に少ないように思われます。これから日本が脱石油、脱原子力の方向に向かっているとするならば、もっともっと投資をした中で進めていかなければならないと思ひておりますけれども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山本雅司君) 確かに、おっしゃいますように、我が国の研究開発予算というのは一般的に大変見劣りするの事実でございます。ただ、その中にありますのは、何とかエネルギー問題につきましては力を入れていきたいということ、で、第一次オイルショックの後、例えば石油に関しましては石油税なども創設をお願いいたしましたし、さらに電力につきましても、これは電源立地対策が主体でございますが、それと並行いたしまして電源多様化対策ということもお願いしたわけでございます。

したがって、エネルギーにつきましては、現在までのところは今の分野と比べますと、相当力を入れてやってきているというのが事実かと思ひますが、おっしゃいますように地球環境問題も非常に大きな問題としてクローズアップしてまいりましたし、さらに基本的には、将来にわたりますエネルギーの安定供給というものは、この段階で十年、二十年をにらみますと、やはり私どもといたしましては手を抜くことはできない今後非常に

に重要な分野かと考えております。したがって、代替エネルギーの開発、さらには省エネルギー、そういう面も含めましてこれからさらに強力にやっていかなければならないと考えておるわけでございます。

ちなみに、現在の予算規模でございますけれども、電源多様化ということで、先ほど申し上げました石炭とか太陽エネルギー等を中心にして、これは科学技術庁と一緒にやっている分もございまして、合わせますと約一千億円の予算規模になっております。それから石油代替エネルギー関係では、非常に金額は小さございますが、三百四十億円の規模で今運営しているというのが実情でございます。

○大淵綱子君 せっかく開発をされた新エネルギーが実際に運用されていないというお答えをさっきお聞きしたと思ひますし、私の資料の中にも、新エネルギーが構成している部分というのは数字が上がってきていないというのを確認しているわけなんですけれども、開発をされて、その開発された部分が適用される該当する地域がもしあるならば、小さな地域からでも一つ一つその新しいエネルギーに転換していくことによって電力を少しずつでも減らしていく、脱石油あるいは脱原子力の方向に進めていくということでは、できるわけではございませんか、これからの皆さんの努力によってぜひそういう方向で進んでいっていただきたい。

一度に大きなエネルギーを求めようとするから原子力に頼らなさいいけない、あるいは火力発電に頼らなさいいけないというふうな発想になるかと思ひます。あるいは五万人ぐらいの小都市を対象にしたエネルギーという問題で考えるならば、その地域に適応したエネルギーの開発というのは当然出てくると思うんです。バイオによるアルコールの開発というふうなこともあるかと思ひますけれども、農村地域において自然に発生する草や木あるいは余剰農産物などによってアルコールをつくり出すことでその地域の活性化にもつな

あるような考え方と私どもの考え方は基本的には違っておりません。私どももいたしまして、新しい形としてこのコジエネレーションはぜひ導入を促進していきたいと考えているわけでございます。

ただ、コジエネレーションと申しますと、どうしても電気と熱が同じように同時に出てまいりま

す。しがいてまして、電気だけの利用ですと非常にコストが高くなるものですから、熱も全面的に利用し、電気も全面的に利用するという、いわゆる地域的な熱と電気需給バランスがうまくとれたところでないかと導入できないという問題がございます。さらに、コジェネレーションにつきましては、先ほど大臣からもお話し申し上げましたように、ある程度の規模とかそういう環境が整備されませんとコスト的にうまくいくかどうかというような問題もございます。

もう少し技術的なことを申し上げますと、コジェネレーションで電気なり熱を供給している場合、特に電気でございますが、仮にトラブルがあったようなときには、あるいはそれが故障で電気が出なくなつたようなときには、電気というのは瞬時に実は通常の送電線の方から供給しないと最近のような高度情報化社会になってまいりますと電気は一瞬たりとも切れないわけでございます。

御指摘の電気事業法との関連でございますが、
 等も必要でございます。これを導入する場合に
 は総合的な環境整備が必要になるかと考えられま
 す。

現在のところコジエネレーションそのものを自分の需要のためにやるという場合には電気事業法上の特別の制約はございません。ただ、電気事業というの是一般の需要者に迷惑をかけないといえます。か、一般の需要者の需要を安定的に満たすために全体の法体系を整備しているものですから、コジエネレーションでできました電気を例えればある一

定の夜間なら夜間だけどっかほかの人に売りたい
というような場合には、電気の供給者としての義

務との関係でその間の調整が必要になるというよう
な問題はございます。

したがって、電気事業法の現在の考え方と
いたしましては、一般あるいは自分以外の者に
電気を供給する場合にいろいろ調整しなければ
ならない点がございまして、自分だけ電気が熱
をつくりたいという場合には基本的な制約
はないというのが現在の状況でございます。

○大淵綱子君 残った電気を電気会社に売るのは
自由だと言いますが、今の実際の状態とい
たしましては発電される電力量が余剰状態であ
ろうと思うんですが、所信表明の中の第八と
いうところに、中長期的なエネルギー政策を推進
していかなければならないとありますけれども、
長期エネルギーの需給見通しということでも、
ども、これを見直す必要があるというふうに書か
れておられると思いますが、本当にそういうこ
とは必要でしょうか。今需要が非常に高まってい
るというふうにお考えなんでしょうか。これから
もまたそういう需要がふえていくという方向でお
考えでしょうか。

○政府委員(山本雅司君) ちょっとそれにお答え
いたします前に、コジェネレーションでできた電
気を電力会社に供給するのは、実は自由ではござ
いせん。自分のために電気をつくって使うとい
うのは自由でございますが、ちょっとその点だけ
つけ加えさせていただきます。

それから、全体の需給バランスの問題でござ
います。現在のたまたまこの二、三年の需要とい
うのは非常に強くなっております。電気がエネ
ルギーも大体五割から六割ぐらいの需要がふえ
ているのがこの三年間の実情でございます。現在私
どもが長期的に持っております需給見通しでは、
大体需要は年々平均一・六割ぐらいで二〇〇〇年
ぐらいいまで伸びるのではないかと考えておるわけ
でございますが、それと比べて二倍から三倍
以上の実伸びを現在続けてしまっておるわけで
ございます。

したがって、このような状態でまいります

と、早晚非常に大きな需給バランスのギャップが
できてしまうというお考えがございまして。それか
ら、世界的に現在エネルギー情勢は将来に向かっ
て一つの転換点になっているというふうな認識も
ございまして、昨年の六月から一年か
けまして世界の權威の皆様方に総合的なエネル
ギー需給あるいはエネルギー政策の検討をお願い
している段階でございます。

現在のところそれが六月には何とかまとめてい
ただけるのじゃないかと期待しておりますけれど
も、今持っております一・六割とか、あるいはG
NPの伸びに対するエネルギーの伸びの弾性値は
〇・三というのが現在の需給見通し、現行の見通
しでございますが、それが先ほど申し上げました
ように五割ないし六割伸びているというところは、G
NPの伸びとの関係ではエネルギーの弾性値が一
を超すような状態が出てしまっているわけござ
います。〇・三と一というのは大変な乖離になっ
ておるものですから、これをどうのような形で将来
持っていくかというのを今検討願っておりますわけ
でございますが、どうも〇・三という、GNPが
一伸びるときにエネルギーが〇・三しか伸びない
というふうな形でこれから経済が進むというのは
なかなか難しい状況でございます。今の見通し
では現在の需給見通しよりもどうしてもエネル
ギー需要はふえざるを得ないという形になると考
えております。

○大淵綱子君 大変需要も伸びてくるだろうし、
それに見合った見直しをしていかなければならな
いという御答弁でございますけれども、省エネと
いうか、オイルショックのとき私たちが経験し
た、もう極力電気が消しましよとかそういうよう
な方向のPRというのが全然なされてない。い
わゆるこのごろは消費こそいいのだと消費拡大を
謳歌するようなことが流れていることに非常に私
は遺憾に思っています。そのことをつけ加えまして、
次にまいります。

電源立地政策の拡充として設置される予定にな
っております電源地域振興センターということが

出されているわけですが、さらに新しい原
発立地をするということでもこういうものがつくら
れるのでしょうか。

○政府委員(山本雅司君) この電源地域振興セン
ター、これも実は予算でお願いしている点でござ
います。これは今までもどうかといいますが、
電源立地の関係では電源立地交付金とかそういう
ものをしております。ハードの面につきまして
は相当程度地域の振興に寄与しているかと考えて
おりますが、実はこれからやはりハードだけでは
なくてソフトの面の対策というの也非常に必要で
はないかということも考えているわけでございます。

したがって、今後推進すべき方策としまし
ては、やはり人づくりとかあるいは研修とか、さ
らには、何といいますか企業立地の促進とか、さ
ういふものにつきます総合的な対策をとる必
要があるというように考えておるわけでございます。
その場合の対象といたしましては、当然新規
立地地点ももちろん対象になります。既存の地
点につきましても必要な対策は当然立てていき
たいということも総合的に考えているわけござい
ます。

○大淵綱子君 チェルノブイリの事故以来四年た
つわけですが、いまだに現地ではその被害
が後を絶たない。また、事故後生まれてくる子供
たちの中にも障害が出ているというようなことを
聞くにつけても、原子力発電所の事故の大きさと
いうものを本当に私たちは再認識しなければなら
ないわけでございます。日本の原子力発電所には
チェルノブイリあるいはスリーマイルのような事
故は絶対に起こり得ないということを私たちはよ
く聞かされているわけでございますけれども、福
島第二発電所の第三号機ポンプの破損事故など
は、これは完全な安全体制の中で、しかも絶対に
起こり得ないという発表がなされている中で起き
てきた事故で、やっぱり人間が操作する中で絶対
にあり得ないというとは言えないと思うんです
ね。そうした場合、政府はしっかりとこれからの原発は

大丈夫、日本の原発は大丈夫というふうなPRを
続けていくおつもりなのか、あるいはまた日本の
原発だけでなく近隣諸国の原発の状況を見るとき
に、本当に日本は大丈夫なのだろうかというふう
に疑問が残るわけですが、そういうことにつ
いてちょっとお聞かせをいただきたいんです。

○政府委員(山本雅司君) 法律的な厳密な意味で
の観点から私の先ほどの答弁はちょっと正確さを
欠いたもので、初めにちょっと訂正させて
いただきます。

電気事業法上の規制といたしましては、コジェ
ネの余剰電力を電気事業者に売るのは両当事者間
の私契約によつてやっております。規制自体は
何らないというのが正確なところでございます。
それから、今委員の御指摘の点につきまして
は、日本の原子力発電所につきましても、我々とい
たしましては原子力発電をやるのは何にも増して
とにかく安全が第一である、原子力発電所の設備
はもろんでございまして、設備だけではなくて
運転、それから全体の運営を含まして万全の対
策をとるといのが至上命題になっておるわけで
ございます。したがってチェルノブイリの発電所の
事故等と比較いたしまして、これは炉型が違ふと
か、あるいは運転の方法が違ふとかいろいろござ
います。しかし、そういうことだけではなくて、
日本の原子力発電所自体といたしましては、
万全の対策を立てるということと関係者は最大の
努力をされているというの事実でございます。そ
の事実をできるだけ率直に国民の皆様方にお話
し、それをそのままできるだけ御理解いただく
という考え方で今までもやってまいりましたし、
これからもやっていきたいと考えているわけで
ございます。

○大淵綱子君 日本の安全対策の技術というよう
なものを外国に提供するようなことは行われてい
ますか。

○政府委員(山本雅司君) 実は原子力発電につ
きましては国際的にはIAEAという国際原子力機

関がございまして、これを中心技術的な情報交換その他緊密に行っておりますし、二国間でもいろいろの原子力の安全面での交流は積極的に進めているわけでございします。

ただ、一つだけ気をつけなければならぬなと考えておりますのは、やはり技術交流というのは非常に気をつけませんと押しつけになるというふうなことがありましてこれはなかなか難しい問題も出てまいりますので、できれば両国間の話し合いをもとにして相互にそういう技術的交流したる情報交換したりする相互方式でできるだけスムーズに進めていくということが必要ではないかと考えているわけでございします。

○大淵絹子君 福島第二発電所の事故のときに当商工委員会でも大変問題にされまして再三審議がされたわけでございますが、そのときに同型の原子炉について総点検しなければならぬんじゃないかと御指摘がされたと思っておりますけれども、その後同じ形の原子炉についてきちんとした点検がなされたかどうかと尋ねたいと申します。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

福島第二原子力発電所三号機の原子炉再循環ポンプ損傷の件につきましては、原因の究明対策というのを精力的にやっておりますわけでございします。その対策は、当該水中軸受けリング、これが壊れたわけでございしますが、これにつきまして取りかえということをするすべての発電所についてやっております。現在定期検査中でございします福島第一原子力発電所の二号機、福島第一原子力発電所の三号機、それから福島第二原子力発電所の三号機でございますが、これについては定期検査中ということでございします。この中で取りかえることにしておりますが、これを除きました運転中のすべての我が国のプラントにつきましては、既に取りかえ済みというふうになっておりますし、それから運転マニュアルにつきましてもいろいろの問題があったということで早速各電力会社に指示をしておりますし、安全管理の徹底ということも強化、指示いたしておるところでございます。

○大淵絹子君 この福島事故の経過については大変詳しい資料をお届けいただきましてありがとうございます。

ただ、疑問に思うのは、金属粉の回収というものが最終的に本当に全部行われて、この原子炉が再開をされる見通しについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

洗浄、回収結果につきましては、四月に我々は報告を東京電力から受けております。それで、現在そういうような回収状況を踏まえまして、残存する金属粉が今後原子力発電所の運転にどういう影響を与えるかどうか、それはプラント全体の健全性評価というところでございします。それも含めて議論しているところでございします。それで、今の原子力発電技術顧問会の審議を経まして、それからその後原子力安全委員会にも御説明をして、この健全性が確認されれば運転再開ということについていくものだと思っております。

○大淵絹子君 ぜひ、事故が起こらないような形にしてからの再開を望むものでございします。

あともう一つ私が心配なのは、原発内で働く労働者の被曝の問題でございます。今日日本で年間にどのくらい被曝の状況というものがあつていまして、ちよつと数字的に教えていただけますか。

○政府委員(向準一郎君) 原子力発電所の作業者の被曝状況でございますが、これにつきましましては、法令に基づきまして電気事業者から国へ報告が来ているわけでございします。これによりまして、昭和六十三年度の作業者の被曝実績は、一人当たり平均にしまして一・七ミリシーベルトという数値でございまして、法令に定められております値、これが五〇ミリシーベルトでございしますので十分下回っているというところでございします。それから、作業員全体の総被曝線量というところで見てまいりまして、約九十三人・シーベルトというふうな総線量になっておりまして、これは前年

度に比しまして二人・シーベルト下回っております。

そういうことで我々、原子力発電所のいろんな定検における作業、これを自動化、遠隔化するというようなことも進めておりますし、それから被曝管理を徹底するというようなことも含めて推進することによりまして、今後とも原子力発電所で働く作業員の方々の被曝線量の低減ということは大変重要なことでございします。電気事業者にも十分指導していききたいというふうに考えております。

○大淵絹子君 その指導が行われる中で、この間私のところに質問を聞かされてきた方から聞いた話なんですけれども、労災適用されている実例というものは一例もないというふうにお聞きをしたしておりますけれども、本当に被曝によって健康を害して、それが労災の適用を受けたというふうなことはございませんか。

○政府委員(向準一郎君) 先ほども申し上げましたように、作業員の被曝実績というのは電気事業者から報告を我々受けております。それによれば、法令に定められた数値以下ということで被曝管理がなされているわけでございまして、報告を受けている範囲ではそういうことは聞いておりません。

○大淵絹子君 しかし、実際にはその作業に従事している人たちの者の中に大変健康を害しているという訴えの声もありますし、またそれを扱った「原発ジブシー」とか、あるいは「原子炉被曝日記」などというふうなものも出されておるわけでございしますけれども、この人たちの声というものは、それでは全く被曝によるものではないというふうに思っておりますでしょうか。

そしてまた、この従事する下請労働者の人たちに実際にアンケートを行ったところがあるんです。そのアンケートの結果で半数以上の人がやっぱり原発の安全性については信じていない、そういう答えをしておられるんです。そして、その「原発ジブシー」や「原子炉被曝日記」に書かれて

いることには一理ある、電力会社もつと反省すべきだと答えた人はそのアンケートの中の六四・八%もあった。そしてさらに、放射線被曝で病気になる場合、それがどのくらいに判断されてどのように補償されていくのか全くわからないと答えた人たちが七〇%以上もある。そういうことの中で、本当に被曝者に対するあるいは作業労働者に対する健康管理というものは確実に進められているのかどうかお聞きをいたします。

○政府委員(向準一郎君) 原子力発電所の作業者の被曝の件につきましては、労働省が労働者の安全管理という面ではいろいろ労働行政の中でやっておりますわけでございします。通産省といたしましては、先ほど申し上げましたように原子力発電所の中における被曝管理を徹底しまして、可能な限り被曝線量を低減していくということは、電気事業者を強力に我々指導していきたいと今後とも考えております。

○大淵絹子君 原子力発電所内の被曝のことに關しては、労働省が担当ということとは本當でしょうか。

○政府委員(向準一郎君) お答え申し上げます。

原子力発電所の中における被曝管理という面では電気事業法等の関係法規でやっております。下請の人々の放射線管理等が十分なされていくかというものは、また労働省の別途の観点での調査というものはなされていると思っております。

○大淵絹子君 ちよつとわからないのですけれども、被曝の低減化対策としていろいろな施策が講じられていると思えますけれども、とにかく大きな電力会社の正規の社員はこういう被曝の場にさらされることは非常に少なく、また下請のそのまた下請の人たち、ごく一番生活者として弱い立場の人たちがこういう危険にさらされているという現状を見ると、もう少しやっぱり被曝に対する安全確保といえますか、またそれに対する補償とかあるいは労災の適用とか、そういうものを幅広くとって安心して働けるような体制

づくりをしていていただきたいことをお願い申し上げます。次にまいります。

もう一点、先ほどの被曝のところで、一九七七年の衆議院の予算委員会において、橋本武之助さんという代議士さんが質問された中で、十年間の放射能の原因で死亡した方が七十五名、そのうち三十二名が死亡であるということ、そのときには政府答弁はなされておらなかったみたいですが、政府答弁の中で後からの参考資料では、三十三名ほどの死亡があるというふうなことも議事録の中にあるわけです。こうした災害というものは、表に見えておらずとも、実際にはそれに従事する人たちがこうして健康を害されているという事実をやっぱ率直に認めた中で安全対策というものをこれから図っていただきたいと思っています。

また、今までずっと原子力発電のことについてお聞きしてきたわけですが、いろいろと申し上げても、こうしたさまざまな危険が伴うのにもかかわらず、クリーンなエネルギーである、あるいはたくさん出力が可能であるために、これからは原子力発電というものを推進していかねばならないと考えるというふうなことも大臣からお話をいただいたわけですが、そして今、私の新潟県では、柏崎刈羽というところに東京電力が六号、七号の原子力発電所をつくろうという計画があります。その第二次のヒアリングが六月三日に予定をされているわけですが、これも、事務所の方にもそのヒアリングのことについて少し資料を持ってきていただいておりますけれども、その六号、七号機につきましても、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

従来型の原子炉ではなくて新しいタイプの原子炉が使われるということでございますけれども、どういふ点が改良されて、変わっているところは、どういふところか、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(向井 一郎君) お答え申し上げます。東京電力株式会社の柏崎刈羽発電所の六、七号機につきましては、改良型のBWRというものが

採用される予定でございますが、これは従来のBWRに比べまして一層の安全性、信頼性の向上、それから先ほども御質問等ございました作業員の被曝量の低減、これらを図るために通産省が推進してまいりました第三次の改良標準化計画の成果としてまとめたものが採用されるということでございまして、国内外のすぐれた技術を集大成したものであるに我々考えております。

それで、少し具体的に特徴点を申し上げますと四点あるかと思っております。第一点が、原子炉に内蔵されます再循環ポンプ、インターナルポンプと言っておりますが、それが採用されていること。それから従来の鋼製格納容器に代わって鉄筋のコンクリート製格納容器を採用していること。それから第三点といたしまして電動モーター、それと水圧両方で駆動します改良型の制御棒駆動装置を採用していること。それからもう一つ、四番目でございましてプラントの大容量化、タービンの高効率化ということで、出力が百三十万キロワット級ということになっているのが特徴でございます。

それで、この六、七号機につきましては、我々これらの特徴も踏まえまして通産省として厳正な安全審査を行いつつ、安全性が確保されていることを確認しているところでございます。

○大淵綱子君 安全性の確保は確認されているといいますが、実際にこの炉で発電をされているところがありますか。

○政府委員(向井 一郎君) 今申し上げましたいろいろな改造点——インターナルポンプの採用とか、あるいは鉄筋コンクリート製の格納容器とか、あるいは電動モーター、水圧両方の改良型制御棒駆動機構、それから百三十万キロワットクラスの規模の出力のものと、個々のもので見てもありますし、我々もそういう技術も勉強し、国内でいろいろ確証試験もやりまして、これを全体い

ものをまとめたものでございます。

○大淵綱子君 インターナルポンプで安全だという点と、なんでも、内蔵することによって確認という点と、これらはかえって行われにくくなるんじゃないかというふうな心配もございまして、それから鉄筋コンクリート製の格納容器というものが使われているわけですが、鉄筋コンクリート製の方が丈夫であるということでしょうか。

それからもう一点は、制御棒の駆動方法などによって常時出力の変動が行える状態にするというふうなことが言われているわけですが、これは実際にはまだ実験段階というふうなことで、この原子炉がつかれることによってそれが実験として行われるんじゃないかという懸念があるわけですが、そのようなことについて、ちょっとお聞かせください。

○政府委員(向井 一郎君) 我々はいくつか新しい技術を導入、採用します場合に、先ほど申し上げましたが、確証試験というのを実施しております。例えば原子炉内蔵型の再循環ポンプにつきましては、昭和五十六年度から昭和六十一年度にかけては、ポンプの確証試験というのを実施して問題のないことを確認しております。それからあと、今の制御棒の問題、コンクリート製の格納容器の構造評価その他の問題につきましてもいろいろ実証試験を過去ずっとやってまいりまして、それで改良型のBWRという技術の中に入れたわけでございます。

それで、今のお話のございましたインターナルポンプにつきましても点検、そういう議論ももちろんありまして、そういう面からも我々チェックをしておりますし、鉄筋コンクリート製の強度につきましても、もちろん鋼鉄製とかえるわけでございますので強度面につきましても十分チェックをしております。それから、制御棒駆動機構につきましても、二つの駆動メカニズムがあるということで微細な出力調整ができる、より精密な調整

ができる、制御棒駆動調整ができるというメリットがあるわけでございます。そういうことで、そういうメリット、それからそれに伴います何か都合があるかどうかというふうな点も、先ほど申し上げましたようないろいろな実証実験、確証試験を通じて確認し、問題のないことを確認して技術として導入してきているものでございます。

○大淵綱子君 経済性を追求する余り安全性というものが損なわれているとしたら、これは重大な問題であるかと思っております。そういう点では新しい技術導入ということと、そういう心配はないのかとも思われますけれども、もしものときにもう言いがけできないわけではございませんので、慎重の上にも慎重を期してやっていただかなければならないと思います。

私は、それよりも何よりもこの六号、七号機が本当に必要なかどうか、今原発についてこれほど危険性が叫ばれて不安が叫ばれている中で、新たな原子力発電所をつくっていく必要があるのかどうかという点について非常に疑問が残るわけでございます。先ほどの新しいエネルギーの開発あるいは実施をしている中で、あるいは省エネルギーを追求していく中で電力の需給とか需要のバランスというものは保たれていくと思うんですが、それなのになぜこのような大型のものが建設されていかなければならないのか、非常に疑問に思っています。本当にこの六号、七号機が必要で建設するんでしょうか。

○政府委員(山本雅司君) 今の御指摘でございますけれども、実はこれから電力需給は、先ほど申し上げましたように、国民生活が豊かになりあるいはテレビが大型化になるといろいろございまして、冷暖房も含めましてどうしても需要はふえてまいります。全くのラフな数字で申し上げますと、これからピークの需要というのが大体四百万キロワットぐらい年々ふえるおそれがあるわけでございます。四百万キロワットと申しますと、百万キロワットの発電所、これは石炭火力にいたしましても超大型、それから原子力にいたしまして

も今までの百十萬——ほぼ一基でございますが、毎年そういうものを四基あるいはそれ以上つくらなければならぬというのがこれからの見通しでございます。

それから、先ほどおっしゃいましたコジエネレーション、それなども私も全力を挙げてふやしたいと思っておりますが、残念ながら現在のところでは今までの累積全体で十五万キロワットを下回っております状態でございます。したがって、例えば今後これを燃料電池等で最大限やりましても、オーダーといったしましてこれからの五年、十年を支えるものにはどうしてもならない。今はたしかエネルギー全体の供給に占める新エネルギーというのが一・三、二、三というものが現在の比率でございますが、これをとにかく何とか上げようとしたとしてもせいぜい五、六、七、八にしか上がらないというふうな、非常にいいものではございますが、そういう供給の安定性とか経済性とか、あるいは時間と場所のミスマッチを何とかうまくまとめるというのは非常に難しさがございまして、ですから、いいものはなかなか量的にふえない。こういうことになりまして、本間に国民生活に必要なエネルギー、特にその中でも電力の供給というのはこれからは石油という、LNG、さらに足りないところは石油という、こういうところがどうしても大宗にならざるを得ないと思ひます。新エネルギーとか水力とか地熱、もちろん全力を挙げますけれども、やはりどうしてもこういうものは進めていかざるを得ないというところで考えておるわけでございます。

今具体的に御指摘の六号機、七号機につきましても、これは運転開始はたしかまだ六、七年先、平成八年度と平成九年度の予定でございますが、このときの電力の需給バランスでまいりまして、全体として、これは東京電力管内でございますけれども、供給の予備率というのから見ますと、いづれも一〇％以下の水準でございます。仮にこれが稼働できないとなりますと、この供給予備率が危険といわれております八％をはるかに下回る

という状況になりまして、電力の安定供給という面で支障が生ずるおそれがあるというところでございまして、需給バランス上もぜひこれを實現していききたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大淵絹子君 先ほど来議論をしてきたわけでございまして、新エネルギーの開発あるいはそれを實地に運転させていくという方向をもし大臣が示していただければ、省エネルギーといふことをもつと最大限に、有効に生かしていくという大臣の本当の決意があるならば、原子力発電所がこれ以上多くなる必要というのはいらないと思ひます。四百万キロワット年間にあつていう試算をしておりますけれども、それはどういふ数字の中から出てきていますのか、わかりませんけれども、日本の産業が電気の要らない方向というところで非常に電気の需要というものは抑えられてきておると思ひます。そういう技術開発をされていく中で、まださらに需要が伸びていく、そういう見通しを立てていること自体に私は疑問が残るわけでございます。

皆様方は原発の立地をされているところに住まいをしておりますでしょうか。私は柏崎刈羽という地域の本当に十キロも離れていないところに住まいをしております。子供も家族もみんなそこに住んでおるわけでございます。いつも非常に危険を感じつつ暮らしているという事です。安全性は大丈夫、大丈夫なんだという皆さんの声を聞く中で自分自身では、大丈夫なんだらうな、きつと大丈夫なんだ、日本の技術では大丈夫なんだらうという、そういうことで抑えながら生活はしていますけれども、毎日毎日頭の中からその不安といふものは取り去られていくことはないんです。柏崎刈羽の六号、七号ができることにおいて、こうした中で世界一の原発立地になるんですね。本当に危険を感じます。

今地元では大きな反対運動も起こっています。何とかとめていただきたい、脱原発の方向へ世界じゅうが動く中で、日本も新しく建設をされるもの

のについて私たちは反対をしたいと思います。いるんですけれども、大臣、本当にこのまま進めるんでしょか。

○国務大臣(武蔵野文君) 先ほど私に触れましたけれども、残念ながらアメリカのスリーマイルアイランドあるいはソ連のチェルノブイリ、こういう大きな事故が起きたものでございます。特に核被爆国である日本の国民としては原子力発電所に対して大変な危惧を持っておられるということ、私は、私もよく承知をいたしておるつもりでございます。でき得るならば新しいエネルギーでそれにかわれば結構でございますけれども、先ほど長官も答弁をいたしておりますように、新しいエネルギーが開発されても、今約三〇％近くを占めておるこの原子力発電にかわり得るまでにはとて二十年二十年ではいかなるわけでございまして、今エネルギー調査会でもその辺も議論をいたしておりますけれども、どうも二十一世紀において、少なくとも二十一世紀前半、あと六十年でございしますが、その間にはとて新しいエネルギーでそれにかわり得るというわけにはいかないだろうというの、大体それぞれ専門の皆さん方お集まりをいたしておるエネルギー調査会でも議論されておると、私は聞いております。

一日も早く新しい、全く安全で全くクリーンで、しかも経済的にも非常に採算の合うエネルギーが開発されることを私は心から願っております。また先ほどお話のございました省エネについても、最近少し省エネルギーの対策が十分でない、国民の中にも先ほど御指摘いただいたように、少しエネルギーの消費がぜいたくになつてきておるといふ点も正直私はあると思ひます。これもエネルギー調査会で私ぜひ今度は一いつ思い切つた省エネルギーの対策ができるようなことも考えてほしいという注文も出してあるわけでございます。

私は、その点ではできれば原子力発電はないのが本当が一番いいのでございます。残念ながら、そういういろいろなことをやっても今なお原子力発

電をやらざるを得ないというのが現状でございます。私としては、そうなければならぬ限りやばり安全性をより高めていくということが必要だということ電力会社その他を指導いたしておるわけでございます。

先ほど長官の答弁がなかったもので、私ちようど持っている資料で、やっぱりそういう危険を感じておられる皆さんにちょっとこれが参考になればと思ひますので数字を申し上げたけれども、故障、トラブルの件数で、一基当たりのその件数が昭和五十六年のときには一・九件でございまして、それが平成元年には〇・四件にまで減つておるわけでございます。この点は私は発電所もやはり努力をしております。電力会社も努力をしております。やばりかと思ひます。それからもう一つの世界の原子力発電所の計画外の平均停止回数、これもやっぱりそういう計画外ですから、事故が起きて停止をしたんだと思うのでございまして、例えばアメリカは四・六、フランスは五・七、西ドイツは二・二、ベルギーが四・五、スペインが五・〇という中であつて一・〇以下はスイスの〇・六、それから日本の〇・四というところで日本が最低でございます。その点だけは日本の国民の皆さんに、少なくともそれぞれの世界で原子力発電所動かしいる中で一番事故が少ないということ、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○大淵絹子君 ありがとうございます。

長時間にわたりまして大変初歩的な質問をさせていただきます。委員の皆さんには大変御迷惑をかけたのではないと思ひますけれども、何にしても危険を伴うこうしたものに対してこれから厳重にチェック体制をしていく。そしてでき得るならば、新しいエネルギーの開発に防衛費の五〇％削減をしてそちらに向けるぐらいなそれほど画期的な方向づけをしていかなければ、新しいエネルギーがコスト安に開発をされるなんていうことは決して望めないと思ひます。それからこの国の方向として、そういうことをこれからの課

題として強くお願いを申し上げまして私の質問といたします。ありがとうございます。

○吉田達男君 通産大臣に質問をいたします。

通産大臣は、所信表明の中で時事問題であります日米構造協議について抱負を述べておられます。大臣には、所管大臣として我が日本国民の期待の中で頑張ってもらえることに、その労を多くして激励を申し上げる次第でございます。頑張ってください。しかし、この日米構造協議のよって来るところは、日本の経済を規制しますし、あるいは商慣習等日本国民の生活に変化を余儀なくする、あるいはまた日本国の財政に一定の枠をはめることを内容とする約束を外国にいたすものである。このような国民の将来にわたって直接間接これを拘束するについて、政府がこれを行ってやる。これについて国権の最高機関である国会は今現在議決権を行使するときにない。その意味において、通産大臣の責任は重かつ大だと思っております。

そこで質問であります。この日米構造協議が協定され、実行される、こういうことに当たってはひびきようするに国民のコンセンサスが得られなければならぬ。これは策定の過程においても、実行する過程を考えれば、なおさらそのことが指摘されなければならぬと思っております。情報公開の言われる政治の中でありますから、外交といえども秘密主義のそしりを受けるようなことがあってはならぬと思う。政府がこの件についてあずかっている中で、国民に何となく不透明感があるのではないかと、その懸念はどうか。大臣がこの中間報告をなされ、最終報告を遂げられるその過程において、議会を初め国民の民意、こういうものをどういうふうな受けとめられてこれに対応されたのか、されるのか、この点について所見を伺いたいと思っております。

また、この最終報告の決定される過程において、これから間もなくでありましょうが、どのような手続をどのような日程で行われて、その中で民意がどう反映されるように考えておられるか承

りたいと思っております。

○国務大臣(武蔵野文君) この日米構造協議

につきましては、確かにそのきっかけはアメリカの議会その他の保護主義の動き、これはどうしても日米両国にとってもあるいは世界にとっても抑えなさいけない。一体その保護主義の動きというものはどういふところから出てきているかというところ、どうしても日米間のインバランスがやはり一つの大きな原因になっておるといふところから、いろいろのマクロ的な経済政策はやってきていくけれども、やはりもう少し何かそれ以上に補完すべきものがあるんじゃないだろうかというところで昨年のサミットのときに日米間で話し合いがなされました。そしてお互いにひとつどういふところをそれじゃ構造上直したらいいんだらうかというところを検討し合おうじゃないか、そういうことで始まったのが今日の日米構造協議の最初だと思っております。

そういう中で、アメリカからも日本に対して大きく言って六項目、また日本からはアメリカに対して七項目の問題点を指摘いたしました。お互いにこういふことは直そうじゃないかということから出たわけでございます。そして、その間いろいろそういう問題についてお互いに研究をし合っている最中においては、外へはなるべくこういふものは公表することも避けようじゃないかというまた申し合わせがそのときになされてきたものでございまして、決して私どもは秘密にしていたつもりもございませぬけれども、そういう申し合わせがあったものでございますから、一々その都度その都度外へ公表しない形できたわけでございまして。しかし、もちろんこれは国民の御理解が得られなければできないわけでございまして、あるいはまたこれによって今後法律改正を必要とする場合には国会の御承認がなければ法律も成立しないわけでございまして、私どももいたしましては今後ともある程度固まったものにつきましてはこれはもう国民の皆さんにもいろいろと申し上げ、また国会においても御理解をいただくように努力

をしていきたいし、また必要な法律が出てまいりますればそれでもできるだけ早く私どももまとめて、できるだけ早く御審議を願うような方向にすることがこれは当然のことだと思っております。どうでございます。

何にいたしまして、そして私どもがこういふことをやってまいりますのは、先ほど申し上げたように、確かに最初は保護貿易を防ぐためというところでございまして、同時にまた、例えば私どもの立場でまいりますと、今産産審に一九九〇年代のいろいろの経済構造のあり方について御審議願っておりますわけでございすけれども、たまたまそういう一九九〇年代というものの最初の年でございまして、我々もいたしまして、これから二十一世紀に向かっていこうというところのある豊かな国民生活をしていこうという点からも、そういう国民生活の質の向上という点からも、とて考えていかなきゃならぬことがいろいろあるわけでございまして。あるいはまた、海部総理がいつも申し上げておりますように、どちらかというと今までは日本の経済政策は生産優先的な色彩が非常に強かった、これをもう少し消費者重視の政策にひとつ転換をしていかなきゃいけないんじゃないかということ、これを海部総理自身が申しておられるわけでございす。これからは私どももそのような観点に立った産業政策を確立していかなきゃならないという点から考えれば、今度の日米構造協議の中で出てまいりました、いろいろアメリカから指摘をされましたことは、日本自身が考えてもこれはそういう面からいけば当然やらなきゃならない点が多々あるのではないかと、こう考えておりました。その意味でも国民の御理解は得られるものと私どもは願って、これからぜひ決まりましたことに對してはやってまいりたい。

そこで、どんな段階に今進んでいるかというところでございますが、ちょうど今ハワイでいろいろと中間的にまた協議が行われておりまして、最終、六月の終わるか七月の初めか、その辺は固まっておりますけれども、それに向けて鋭意中間

報告の中で盛り込まれましたことに対しては肉づけと申しますか、そういうようなことを今進めておるところでございます。

○吉田達男君 経過についても考え方についても承りましたが、この構造協議の件については裏話や表話があつていろいろ言われておりますが、大臣のその考えで毅然としてやっていただきたい。中には裏話の中でせざる者があるが、日本にとつて健全野党はアメリカだなんだという話もあります。健全野党はここにございますので、これから質問いたしますからお答えいただきたいと思

います。そこで、初めにお尋ねいたしたいのは、最近特に問題になっておる日本のGNPの一〇％を公共投資に組み込む、こういうことを構造協議の中でアメリカに約束をするということになりますが、このいわれるところの四百兆になんとなんとする公共事業の枠を設定するということになる、今作業を進めておられるようでありまして、一体この枠は幾らなのか。その四百兆あるいは三百兆という言われておりますが、それは結局はどういう根拠で幾らなのか。また、そのような大きい予算の枠といひますか、この財源は一体どういふふう

に予定しておられるのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(相沢英之君) 日米構造協議に関連いたしまして、来年度以降の公共投資の十カ年計画をつくる、その支出総額を示すということになっております。その作業を企画庁が今やっております。その作業が、新聞その他でその総額を四百兆とかあるいは各省からの要求が五百兆になるとかいふようなことが出ていますが、これは報道機関の推計と申しますか、あるいは各省からの取材によるものでありまして、当方としてはまだ先週の初めから各省がどのようなことを考えておられるかということヒアリングを行つてゐる段階でありますから、今の言われております数字は当庁としては関知している数字ではございません。それから、それから、いづれにいたしましても相当巨

○国務大臣(相沢英之君) 公共事業の範圍をどうするかということにも問題があります。ありますが、一応私どもは今国民所得計算におけるところ

おいて非常に大きな影響のある問題でありますから、国の経済成長がどの程度になるか、財政規模もどの程度になるか、無論十カ年間でありますか

それからまた、公共投資の持つウェートというものとは民間に比べますと小さいわけでありまして、例えば昭和六十三年の実績を見ますと、政府投資全体が二十四兆八千七百七十三億、それから民間の設備投資が六十七兆三千五百五十八億、それから住宅投資が二十二兆一千三十二億。つまり、民間の設備投資と住宅投資を含めたものが約九十兆あるわけでありまして、九十兆に対して政府の投資は二十四兆ということでありますので、三分の一以下であります。そのウェートがそういう程度であります。決して小さい金額ではないのであります。ですから、政府投資の伸びだけが物価あ

○吉田達男君 インフレの懸念はあるけれども配慮する、年度を追ってその時点の経済情勢の中でまた執行もかげんする、ずばり言えば、そういうふうなことでありました。初めの段階の政府の二十四兆円というものがGNPの中でファクターが小さい、こういうことでありますが、四百兆ということで、逆に十年間で思えばまた倍増になるんです。公共投資でもって景気を引っ張るという手法は、これは今では常識あるいはそれを超しておりまして、かつて田中内閣、福田内閣がオイルショックの後の景気刺激として公共事業をやり国債を発行したということが今の百六十兆の国債の肝

迫になっておるわけでありまして、そういうようなことが財源的に心配はないのか。あるいは今言った数字が、民間設備投資の九十兆の今で言えは四分の一だけれども、今度言えれば半分になる。こういうようなことになれば、よくよく注意をなさらぬと、余り甘く見られて、国民に対して所管の大臣として、できてしまったということじゃ済まぬのですから、私は今後とも留意を願いたいと思う。

また、答弁の中でありました各省の枠の設定について既に申し上げておられるようですが、伸び率が十年間におたつてゼロないしマイナスとか、そういうものについてはランクを決めておられますが、そういう一律のガイドラインというのが四百兆の使い方について本当に日本のためになるかどうかということでは再考を要すると思うんです。

大臣も、所信表明の中では日本の東京一極集中についてのひずみを是正しなければならぬ、国土の均衡ある発展を期して行政執行なさる、こういうことになっていくが、さっき言ったそういうような今までのベースをもとにして今度四百兆を割り振りする。そうすると、結局小さいものはより小さくなって大きいものとの格差が幾何級数的に拡大してしまうんじゃないかと思うんです。むしろそのことについては重点的にこれをやるべしと、こういう観点に立つてその枠も設定すべきであると思う。特に今言った地域についてはこれは各省に判断を任せる、それぞれの中でやるのかあるいはトータルの四百兆の中でさらに高度な判断としてやるのか方法はあり得ると思うけれども、この四百兆というのは、かつての列島改造に及ぶほどのスケールを持って、日本の国の均衡ある発展をしようとする一つの大きいポイントになると思うんです。

その意味で、今作業をなさっておられる大臣としてこの四百兆の配分という扱い方については、東京一極集中のひずみを是正しながら国土の均衡ある発展を図るという観点で割り振りすべき

であると思うが、所感といいますか所見を聞きたい。

○国務大臣(相沢英之君) 初めにお断り申し上げておきますが、委員が四百兆ということを決めた数字のようにおっしゃいますが、それは違ひますので、申し上げましたように、それは報道機関がいろいろと推定をなさって書いてる数字でありますから、私もそれはその四百兆を目途に作業しているということではあります。

それからなお、私が政府の投資が二十四兆と申し上げましたが、これは正確にはIGベースでの数字を言いましたから、これには土地代が入っていないのであります。したがって、その土地代を含んだ公共事業の規模ということになると二十八兆ぐらいになるかな……

○吉田達男君 土地代二〇%ぐらいです。○国務大臣(相沢英之君) そうですね。大体二〇%です。二十八、九兆になると思います。その点はちょっとつけ加えておきます。

それからなお、建設公債をかつて発行したことがその後におけるインフレの原因になったんではないかというお話がございましたが、当時の景気刺激のために公共投資を必要とするという情勢とは違っておりまして、当時私も大蔵省で公共事業の関係のことを主計局長などとしてやっておりましたからよく知っておりますのでありますが、当時とは情勢はもう全然変わっております。現在、その公共投資を景気刺激のために使おう、こういうような考え方はございませぬ。ですから、そういう点はひとつ御安心をいただきたいと思うのであります。

ですから、景気対策として特に公共投資を景気振興のてきとして使うということになりますと、おっしゃるような物価等に対する心配も出てくるわけでありまして、そういう考え方は今は持っていないのであります。

なお、各省に対して今企画庁が求めていますところの数字の出し方では一律になつてしまつて、今まで小さかったところは小さい、大きいところは大きくなつちやうじゃないかという御指摘

でありまして、これは一応計算のやり方としてそういうことで算定した数字を出してもいいというところを言っているわけでありまして。と申しますのも、やはり過去十カ年間に於いてそれほど伸びを示さないとこれはそれなりの理由、事情もあつたらう。それから、ここ過去十カ年間に於いて伸びているところ、例えば下水道でありますとか公園でありますとか、そういうようなところはやはり時代の要請がそこにあつたというふうには考えるのが当たり前と申します。当然のようないふことがいたしますし、したがって、一応の参考の数字としてそういうものを求めているわけでありまして、それから具体的な十カ年計画の中でどういうような事業を考へるかということになる。ただ今出された数字をそのまま寄せていくというところでもありませんので、その点についてはいろいろとまた国民生活の質の向上に重点を置いて考へるといふ一応基本的な方針がございまして、その基本的な方針に従つて検討を行いたいというふうに思つております。

なお、お互いに、いわゆる大都市ではございませぬ、地方に選挙区を持つてゐるわけでありまして、要するに同じ鳥取県でありますから、特にそれらについては、地方の時代と言われる今の世の中でありまして、大都市に比べての格差というものが決して縮まらなかつたという状況は、当然今後における公共投資においても私は十分に配慮していかねばならない、このように考えております。

○吉田達男君 ちよつと整理しますと、要望にどうもですが、省ごとのもの、年次計画、地域ごとのもの、整理をできたらそれをお知らせ願いたい。これは希望であります。私がその間申し上げましたことは受けとめていただいて、次に当たっていただきたい。

次の質問に移りますが、この公共投資を実施するということとを構造協議で約束するんですが、これはアメリカとやるのでありまして、アメリカのねらいとするところは日本に公共投資を求めるといふよりも、その公共投資の中にアメリカの企業

が参入をして、そこで収益を上げながら国際収支のバランスを回復しよう、こういうことが本意であらうと思うんです。

そこで、この公共投資を事業化するとき、いよいよ実施ということになれば、これにどのような形でアメリカの企業が参入してくるか、このときに問題がある。それは談合の問題が一つ指摘されている。今でも入札の制度についていろいろございまして、これもまた一般入札あるいは指名入札等々ある。これらの問題についてアメリカが特に指摘しておる今日において、日本の国民の税金でやる、いわばユーザーでもある日本が納得をする形で適正な企業参入がなされなければならぬが、これについて税金を払うユーザーとして、あるいはまたそういう業者を指導するという立場における行政の責任者として、どうクリアされるか、お考えを伺いたいと思ひます。

○政府委員(棚橋祐治君) ただいま先生が御指摘になりました米商企業の参入につきましては、例えは入札制度その他も透明性が十分確保されていると思ひますけれども、今回の日米構造協議において、確かに我が国の商慣行、流通慣行について不透明な点が多い、調達活動についても非常にわかりにくい、入りにくいという指摘がなされておるわけでございます。これらにつきましては、通産省におきましても、企業の調達活動、流通慣行について、業種別にいろいろ違いを明示し、民間企業の対応を協力的にお願いしたい、こう考えております。

それから、公正取引委員会においても、やはり同様の趣旨でいろいろ今ガイドライン等について検討されていると承知いたしております。

また、先生がおっしゃいました談合、カルテル等によつて障壁がある、外国企業の参入が阻害されるという点につきましては、もし仮にそういうことがあればこれはまさに問題でありまして、当然独禁法違反の行為であれば公正取引委員会が

独禁法を厳格に運用するという形で、そういう問題が起らないように対応されていられるものと承知いたしております。

○吉田達男君 この入札制度については、とりわけ日本的な習慣があつて、その悪の象徴として談合が言われておる。これについては公正取引委員会を初めとして指導官庁も厳しく疑いのないよう施行する、こういうことですね。指名入札という制度を持つと談合が発生しやすい、一般入札にしたかどうか、こう思う。気を回す者は、いや、指名入札だ、中にはアメリカとジョイントベンチャーを組んでやるべきだ、こういう話もう既にうわさでは出ておる。この点については、税金を使つてやるものだ、日本の国民の税金で外国の人に仕事をしてもらうという場合もあり得る。しかし、日本の企業もまた研さんをして、技術的にもあるいはサービスの点でも適切な競争の中です仕事を受けることとしておる。このところで、今の入札制度がどのように運用、工夫されるべきか、改善されるところがあらはれないか。

今の制度では申請すれば許可ができるけれども、その者が本当にいい仕事をしてくれるかどうかということがわかりかねる部分もある。それについては、また官庁が厳しくそれを調査して、命じた仕事が遺漏ないようにしなければならぬ。ずばり言えば、そういう背景のもとで一般競争入札をやるべきだ。いろいろありますよ、理屈言え。時間がなから、私はそう思うが、官庁としてはどうなんですか、やっぱり指名競争、こういうことの扱いでやるつもりなんですか。

○政府委員(棚橋祐治君) 一般的に政府が調達します公共事業についてのいろいろの調達につきましては、これは一般入札の場合もあれば、また指名入札の場合もそれぞれケースごとに違ふと思いますが、いずれにいたしましても政府の調達については、談合等によって貴重な予算が不当に支出されるということのないように十分厳重に、それは調達の際、各官庁において注意をしておるわけでございます。また、会計検査院において事後に

おいても十分その予算の支出についてチェックが行われるわけでございますので、現在我々が対応しております入札については、そういう貴重な予算を適正に執行していく体制が十分整備されているものと承知いたしております。

○吉田達男君 じゃ、ずばり聞きます。今現在、アメリカが参入してやつておる公共事業の中で十七のプロジェクトがありますね。その中に関西国際空港等々の特例措置があります。そういう特例措置をアメリカに持とうとしているのか、そういう考えじゃないのか。あるいはジョイントベンチャー等がさきやかれておるが、そういうような方法も考えているのか。この辺をずばりお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(棚橋祐治君) たまたま私通産省の担当する分野だけしか承知しておりませんので、今先生お挙げになった具体的なプロジェクトについて今後どう対応していくかはそれぞれの所管官庁にお願いしたいと思ひます。

○吉田達男君 建設省、来ていませんか。

○説明員(木下博夫君) お答えしたいと思ひます。

お話しございましたように、日米間の問題につきましては、ちょうど関空の工事について外国企業の参入問題が六十一一年ぐらゐりから起こつておりました、六十三年の五月に日米間で合意をいたしております。これに基づきまして、先生お話しございました十七プロジェクトについて特例措置を適用していることとございします。これは中身をいかつて申し上げますと、アメリカ企業が日本の市場に参入するに当たつて習熟すること、なれ親しむことということで、例えば見積もりの期間とか入札の期間をできるだけ余裕をもつて与えるという条件でございます。

今、私どもが構造協議とは別に、こうした日米合意に基づきまして約二年間の実績を踏まえて日米間で協議しておりますが、日本側の立場といたしましては、それなりに所期の目的を達していると思つております。

なお、加えさせていただきますと、先ほどもから通産省からお答えいただいておりますが、私どもは競争入札については確かに一般競争も指名競争もそれぞれ一長一短あると思つておりますが、過去の経過の中では、やはり発注者の発注業務あるいは適切な業者がセレクトされるというふうなもろもろの条件の中で現在の指名競争入札をとらせていただいておりますので、工事の成果その他について問題があれば別でございますが、私どもは指名競争が今のところは適切であらうと思つております。

なお加えるならば、これは日本独自ではございませんで、ヨーロッパの中でも例えばドイツとか、あるいはイギリスなども指名競争入札はそれでございますので、我々ももちろん制度については状況に応じてそれなりの工夫改善はするべきだと思つておりますが、現在のところは指名競争入札でやつてまいりたい、こう思つております。

○吉田達男君 見解が多少分かれますが、またの機会にやるといたしますが、時間がありませんから次の質問であります。いろいろな産業連関上の寄与があることになると、いろいろな産業連関上のインフレの問題も起こる、雇用人員がふえるという波及効果もある。いろいろな産業連関があるわけですか。

私がお尋ねしようとするのは外国人労働者のこととでございます。仮に四百兆に及ぶ額の公共事業をやるとすれば、現在でも建設労働者は不足しておる。中小企業者において特に労働力が不足して、極端な例ではもうやつていけなくなつて操業を中止してしまつたというところもある。そのような人材難というか、雇用労働者がないところに業界のまた入つてもらいたいという希望がある。反面、外国の方では日本の事業所で働きたいという願望が殺到しておる。日本がかつて貧乏していたところに、移民をするといつたら受け入れた国もあった。出稼ぎをさせてくれた国もあった。

た。今日日本は業者も求めておるし、またそういうことを希望しておる国もある。しかしながら、法務省が所管する入国管理については、入国管理法で不法労働者の不法就労について厳しくとがめて、六月一日からいよいよ改正法が施行される。社会的問題とはいへませんが、新聞論調によつては、それによつて若干の動揺を与えている向きもある。もちろん不法労働者はいけません。それはどういったって、主権を持つ我々としてもおなじにできません。けれども、そういう経過と現在の情勢、そして公共事業を何といつても大幅にふやしていくというところの中で、外国人労働者の入国緩和についてもしかるべき進んだ考えを持つていい時期じゃないかと思ひます。

この点について、法務省から来ておられたらお願いをするし、また中小企業等々の中で今言つたような希望があるというのを私は思つていますが、所管する通産省の方で、そのような労働者は十分あるということなのか、やっぱり不足だところという現状認識なのか、その辺を所見として伺いたい。

○説明員(木原哲郎君) このたびの入国管理法の改正は、専門的な技術とか技能とかそれから知識を持つて我が国で就労しようとする方々につきましては、可能な限り幅広く受け入れることができるように在留資格を整備した次第でございます。

ただ、いわゆる単純労働者につきましては、単に労働力の需給の問題だけではなくて、労働条件の問題とかあるいは長期的に見た場合の産業への影響の問題とか、さらには保健衛生、子女の教育とか住宅とか社会福祉、その他社会的なコスト、あるいはまた治安とか社会的な摩擦の問題というものもございします。社会の各般におけるいろいろな影響の問題につきましても慎重に検討する必要があります。受入れの是非は是非に關する国内の世論も、いわゆる開国派とかあるいは鎖国派とかいろいろ分かれておまして、現在のところ国民的なコンセンサスというのはいないの

じゃないかと考えております。

法務省といたしましては、こういった状況にかんがみまして、単純労働者を受け入れた場合に、どのような問題が生じるかということをおぼろげに検討しておく必要があるだろうということ、これらの点につきまして目下慎重に検討させていただいております。

○政府委員(棚橋祐治君) 先生御指摘のように、確かに中小企業分野において、昨今の景気の好況もありまして、仕事はあるが人手は足りないという分野は率直に申し上げていろいろ耳に入っております。私も、中小企業対策としてそうした人手不足問題について、省力化投資その他について従来からいろいろな施策を税制上あるいは融資等についてやってまいりましたが、今後さらに中小企業においては、むしろ労働環境、労働時間の問題とか、特にそういう問題等いろいろ改善して、魅力ある労働環境にしていくことがまず基本的に重要であるということ。それからさらに、今申し上げましたいろいろの省力化投資等についての施策を充実していくことなどによって、その基本的な問題の解決に取り組んでいきたいと思っております。

それから、今法務省からお答えがありました。今度の改正入管法では、不法入国その他について、確かに雇用主まで罰せられるという規制の強化が行われておりますが、他方、研修という形で受け入れ体制は、受け入れ業種の大規模拡大等が行われることになっております。私も、通産省の立場としましては、現在産業労働問題懇談会という形で各界の権威者に集まっていたいで半年ほどいろいろな議論をいたしていただいておりますが、単純労働力の受け入れについては、開国論、鎖国論と今おっしゃいましたが、いろいろの政策、受け入れについての福祉政策その他を含めてあらゆる政策で、受け入れた以上、賃金の問題その他も完全に処遇しなければいけない。西ドイツが非常に苦い経験をしたしておりますので、そういう点で慎重論が多いと言わざるを得ないわけ

でございます。

しかしながら、今先生おっしゃいましたように、やはり発展途上国への技術の移転その他いろいろの国際協力の観点もまた重要でございます。私も、私どもは特に技術移転に重点を置いた研修制度について、今後法務省を初め関係各省の理解を得て大幅にこれをふやしていく方向を今いろいろ検討しているところでございまして、この問題についてはなおさらに検討を続行したいと思っております。

○吉田達男君 入国外国人の管理については法務省の方が言われたように大変な作業だと思ふ。これはやはり体制をもっと補強しなければならぬという側面だと思ふ。ただ、世の流れからいって、やっぱり日本も国際化の時代に即応しなければならぬ。内部で労働条件を充足するといつても、これだけ四百兆という最終需要をふやせばこれは経済が回るわけですから、だから労働者が当然絶対数として要るわけですから、要るということとはよそから引き抜きばかりやっておいてもいかぬということですから、これはやっぱり考えていただきたい。それは研修制度等を駆使しながら、なお検討研究を前向きになさるということですから、要望にとどめておきたいと思ふ。

時間がもうありませんから、大店法について通産大臣に質問をいたします。

大店法については今まで衆議院、参議院の予算委員会を初め、論点というのは相当尽くされたと思っております。しかし、いよいよ中間報告になされておるものについて実施をする、約束をしたものを通達、省令ですかで出すと、こういう時期を迎えたようでありまして、そのことについてはいささか報告を願いたい。

そこで、私が大臣に質問をいたしたいのは、私の考えは大店法を維持したい、こういう立場でありますけれども、今の質問は、大店法を規制するというよりも大型店に商圏を侵されて苦しむ小売店、商店街、これをいかに活性化させるか、こういう点であります。長い間、日本の町というもの

の歴史の中でショッピングの場所を提供して機能果たしてきた商店が、大店が出るというときと来させるべきでないというところで、時間延ばしということも今だれかが言おうとしておるけれども、実際に大店の方が専門の調査員を来させてひそかに素早く調査をして、それで気がついたときにはあれよあれよという間に大店ができて、この降っておいだようなことのために優勝劣敗で自由な競争の中でしにせが倒れていくことを政治が見殺しにしてもいいかという問題が残っております。

れた場合に、後から来る者が前の人の借金をしりぬぐいしないで入ってくると商店街がそれを全部かぶってくる。こういうような公共の施設というものを自己負担させておるけれども、店舗から言うと、自分の店舗面積をふやし加工するのであれば、販売の直接手段を充実するものでありますから自己負担してもいいんだけれども、駐車場とかあるいはみんなの憩いの場所とか公園、あるいは私生活があつてよそから来る人をたまたま商店街の主人が迎えるというふうなものは、これは直接の販売手段じゃないんです。こういうものは公共事業でやればいいんじゃないか。今までの融資事業の実績を見ると伸び悩んでおります。それはそういう実情を示していると思ふんです。

この点について、この際思い切った勇断をもって、そこまで突っ込んでいただきたいと陳情がたが通産大臣に質問をする次第であります。

○国務大臣(武蔵野文君) 大変御激励をいただきまして、ありがとうございます。

今度の大型法に因縁をいたしまして、私は以前から今の日本の各地域の中小小売商の皆さんが大変御努力をなさってこられたことは本当に評価をいたしておりますけれども、残念ながら、後継者の問題であるとかあるいは消費者の価値観の多様化であるとか、いろいろのことが原因をいたしまして、正直言つて、地方の中小小売商はどちらかというと少し力が弱くなつてきておつたというのが現状じゃないかと私は思ふのでございます。

せつかくそういうことを考えまして、元年度の補正予算におきまして、また今御審議をいただいております平成二年度予算におきましても例えば中小商業の活性化というための基金をつくつたり、いろいろの制度をつくつたわけでございますけれども、必ずしもそれだけでは十分ではないと私は思っております。特に今度の大型法の問題に因縁をいたしまして、私はやはり大店法の本来の目的でありますいわゆる消費者の利益を考えながら、同時に大型店の出店に当たっては中小小売商の分野が確保できるような形で調整をしていく、

その上、その中でできた公共的なものといえれば駐車場や、三百メートル以上あればどこか憩いの場所も必要だ、公園化が必要だろう。道路も、快適なショッピングとしては、公共の道路だけでもカラー舗装しようとしたら自分の金でしなければならぬ。そういうことをやった商店街の中でついでいけなくて倒れてしまふ商店がある。商店が倒

れれば、後から来る者が前の人の借金をしりぬぐいしないで入ってくると商店街がそれを全部かぶってくる。こういうような公共の施設というものを自己負担させておるけれども、店舗から言うと、自分の店舗面積をふやし加工するのであれば、販売の直接手段を充実するものでありますから自己負担してもいいんだけれども、駐車場とかあるいはみんなの憩いの場所とか公園、あるいは私生活があつてよそから来る人をたまたま商店街の主人が迎えるというふうなものは、これは直接の販売手段じゃないんです。こういうものは公共事業でやればいいんじゃないか。今までの融資事業の実績を見ると伸び悩んでおります。それはそういう実情を示していると思ふんです。

私はこの枠組みは今後に残していくべきだと思っております。

そして、その中小小売商の分野が確保されるといふことは、ただそれが消費者の利益にやほりつながらなきやいけなわけでございますから、今私が申し上げましたように消費者の価値観が非常に多様化しておりますので、もう少し消費者がいろいろ商品の選択ができるような形に地方の小売商も対処していただくかならない。そうなる、将来においては大型店と中小小売商とがうまくかみ合っていたことが、逆に商品がいろいろ消費者から見ると選択もできるということにもなるかもしれない。

ところが今、正直なところ、大型店の進出に当たって地方の小売商を入れてやろうとおっしゃると、高い保証金を取ったり、あるいは売り上げの何割は必ず出せというような非常に厳しい条件がございますから、中小小売商はついていきたくてもついていけないというのが実情ではなからうかと私は思っておりますので、思い切ったというお話を今いただきましたけれども、まだこれは建設省あるいは自治省と話を事務的に少し始めたところでございますから、まだまだこれからいろいろ議論がなされますけれども、私の一つのアイデアといえますか、あるいは私の夢と申しますか、それは事務当局にも指示をいたしまして、こんなような形でいろいろ建設省あるいは自治省と協議をしてもらいたいということをお願いいたしております。

建設省の中には都市再開発あるいは区画整理に思い切った予算があるわけでございます。こういうものと、こちらのいわゆる今度の大店法の改正が起きてまいりますというところ中小小売商にも御迷惑をおかけいたしますので、そういう点では今大蔵大臣とも話をいたしましたので、少なくとも平成三年度の予算の中では思い切った財政措置を今度は一とつとつていただかなきゃならないんじゃないかということをお願いしております。

それは例えば一つの地方の大きな商店街がある

といったしますと、そこに国と県と地元市町村で第三セクターをつくりまして、一つのデパートみたいなものをつくりまして、一つのデパートみたいなものをつくりまして、それで地方のそこいらっしやる中小小売商の皆さんに、いわゆる今のような大型店への入店のような状況ではななくて、安い保証金で、あるいは歩合は取り取らないような形でできるだけお入りをいただくというようなことをお勧めしたらどうだろうか。そしてまた、その近くにマンションでもひとつつくりまして、これも第三セクターでやるような形をつくりまして、商店街にお住まいになつていらっしゃる方も、今度はその古い商店は要らなくなりまして、今度は今までの古い商店は要らなくなりまして、そこはひとつ撤去していただいて、その土地は第三セクターへ貸していただくとかあるいはお譲りをいただく。そうするとそこに空き地がどんどんふえてまいりますから、そこに駐車場をつくったり、今お話のありましたような公園をつくったり、文化施設をつくったり、こんなような形でいく。そうすると、消費者の皆さんも一つのデパートみたいなところいろいろな商品の選択もできますし、そしてその小売商の皆さんも、どうも息子はやる気がないから困ったとおっしゃっている方も、そういうきれいなものができればきつと息子さんもまたやっていただけるようになるだろうと思っておりますので、そんなようなことを私は一つのアイデアとして持っております。何とかこれが実現をすればいい、こう思っております。

それ以外にもいろいろあるだろうと思っておりますけれども、例えばこれは一つのアイデアとして申し上げたわけでございます。

○古田達男君 一点だけ、済みません。どうも時間が過ぎて申しわけないんですが、大臣が時間を使った経過もありますから。

大蔵に私は夢のある御計画だと思つて、さまざままほかにもあり得ると思ひながら実現を期待しております。

一つだけ私は危惧があるんです。それは、そう

いうことを大臣がやろうとされると、土地利用についてはどうなのか、都市計画についてはどうなのか、いろいろ国土庁や建設省の計画と突合して段取りで日が暮れるんです。話がまとまっても建設省の方の都市計画の予算がつかぬというようにことになってしまふんです。だから、そのことを大臣は——これは前の大臣が、五十九年の二月に都市計画局等々と調整をするようにという通達を出していらつしやう、それでも今なおうまくいかない例の方が全国に多い。それはなぜか。私が危惧したのは、そのことをやるのが通産大臣である、こういうことなんです。そういうエリアについての施行権限をよその認可を受けてやるとさせてもらうのではなくて、この際通産大臣の権限でやるべき公共事業をやれ、こう言っておるのではありません。

そのところに踏み込むか踏み込まぬか、大臣であるか、経歴を善悪した本場の通産大臣であるかどうか、私は見ておるんです。四百兆に及ぶ公共事業をこれからやろうとまとめて、アメリカと構造協定をやるという中でまた一つの大きいポイントに来ておる大臣だから、あえて言うんです。頑張つていただきたい。要望にとどめます。

○国務大臣(武蔵野文君) 大変御激励をいただきましたが、幸いもう大蔵大臣ともよく話をいたしました。建設大臣、自治大臣とも、ともに協力をしていく、こういうことは本心に気持よく今申し合わせをさせていただいておりますので、今の内閣でやる上においては非常にスムーズにいくのではないかと、こういうふうに思っております。

○国務大臣(相沢英之君) 公共投資の十カ年計画で、最後に委員から各官庁、各事業別あるいは地域別の配分について中身を知らせてもらいたいという、これは御希望というところであります。今後十カ年間の事業でありますので、御希望の点は十分検討いたしますけれども、なかなかそのようにまいりかねるかもしれませんので、その点はちょっとお含みおきいただきたいと思ひます。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時十八分開会

○委員長(倉田寛之君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

○中野和歌子君 通産大臣が通商産業行政の基本施策に関する所信の中で述べておられる幾つかの項目の中で、三つに絞つて御質問させていただきます。つまり、日米構造協議の取り組みの中で、いわゆる大店舗法の改廃に關して。次に、東京圏への一極集中の是正と地域活性化に關して。そして第三に、地球環境問題に關して集めておる中で、中長期的視点に立つた資源エネルギー政策の推進に關して。この三つについてお伺いさせていただきます。

いわゆる大店舗法でございますけれども、そもそも通産省という省は、私の理解する限りでは、自由主義体制の中で貿易を中心に産業を振興する。そして、最近の貿易摩擦に關しても交渉相手国である米国の保護主義的傾向を恐れている。ですから、そのような傾向を抑えるために自由主義体制を守らなければならぬと、そういうことを言っているわけですから、大店舗法というのは、その観点でまいりますと、大店舗法というのは、そもそも通産省の基本方針にはなじまないのではないかと、そのように思ひます。

○国務大臣(武蔵野文君) 御指摘のとおり、私もやはり自由経済、自由貿易体制の中で日本の発展を図っていくということが政策の基本でございます。そういう点からまいりますと、大店法というものはいわゆる届け出の調整をする法律でございますからいささか違うんじゃないかという御指

摘のようでございますが、これは目的の中にもございませうに、あくまで消費者の利益を守つていくということが一つの問題でございます。

同時に、御承知のように、日本にはたくさん的小売商、特に中小小売商の皆さんが各地域地域にいらつしやいます。今日までそれぞれ地域経済あるいは地域社会のために大変お力添えをいた

だいてきたことも事実でございます。それはどこにもここにも大型店が出ていくわけではございせんので、その中小の小売商の皆さんが、本当にその地域の消費者の皆さんの利便にも相当貢献をしていただいていることも事実でございます。

また何と申しますか、歴史的な環境の中でこれらの中小小売商の皆さんが一生懸命努力されてもなかなか大型店と同じような力を持つようなわけにはいかない。そこで私どもとしては、それをただい

わゆる自由な競争の中で行われるということではなくて、できれば共同でお仕事をしていただくとか、そういうことも今日までお勤めをしてまいりましたけれども、それだけでは不十分である。

そうすると、確かに自由経済は市場経済の原理を当然考えていかなきゃなりませんけれども、しかしその方々の地域におけるやはり一つの大きな重要性を考えますと、何かそこに大型店と共存共栄

ができるようなことが図られるべきではないかと、いうことから私はこの大店法というのが今なお残つておるのではないかと、こう考えておるわけでございます。

今後においてもできる限りそういうことで、消費者の利益に障害を与えるようなことはいけませんけれども、消費者の利益を十分守つていきながら、そして大型店との共存共栄を図つていけるような形というものは私はあるのではないだろうか。

か。そういう面で大店法というのはその枠組みだけは今後に残していかなくちゃいけないと、こういうことを考えて、今度もいろいろアメリカからは今の市場経済原理からいけば大店法なんかやめた

らいいじゃないかという御指摘もありましたけれども、私としてはそのような考え方から今現在に

おいてはこの枠組みを残しておかなくちゃいけない、こう思つておるわけでございます。

しかし、市場経済原理をあくまで阻害しないように、そして片一方の中小の皆さんも何とか生きていっていただける、そのちょうど調整のところにこの法律があるというふうに御理解いただける

と大変ありがたいと思つております。

○広中和歌子君 所信の中でも述べていらつしやいますけれども、消費者の利益、そして中小小売商の地域経済への貢献、そして国際協調という三

点を総合的に勘案した上での選択し得る限りぎりぎりの案として決断したと、そのようにおっしゃつていらつしやいます。私もそのお気持ちにはよく

わかるんですが、五月下旬の実施、そして中間報告を見ますと出店抑制地域の撤廃も残されておりますし、それからさまざまな点で非常にいい、オープンなままの報告書が出ておりまして、

出店までのプロセスの時間は短縮されますけれども、こうした運用面だけでアメリカは果たして納得したのかなと、そのように疑問に思つていたわけでございます。

そうしましたら、けさの新聞で、これは日本経済新聞だと思つておられますけれども、「出店抑制地域を廃止 三十日から、一年前倒し」、五月三十日だと思つておられますけれども、数日に出店抑制地域を撤廃するといふふうに言われておりますけれども、これは事実なのでございませうか。

○国務大臣(武蔵野文君) 通達は、ちょうどきょうあたしか出すはずでございますから、後ほど事務当局からお答えをさせていただきますけれども、抑制地域を廃止というのは、少し私はその新聞が正しい表現ではなからうと思つております。抑制

地域というものは一応形としては残るわけでございますけれども、今御指摘のように、非常に今まで不透明な点もございましたので、今回は通達の中でその辺は一応受けつけることは、今まではそれを受けつけるのを抑えておった点もございませうけれども、それはもう受けつけるという方向でま

いりまして、地域そのものを撤廃するということ

にはいつていないわけでございます。細かい点は事務当局から御説明させていただきます。

○政府委員(山本貞一君) 今大臣からも基本的な考え方は御説明ございましたが、抑制地域というのは俗稱でございますが、略称とすれば特定市町村というふうに私も呼んでおりますが、特定市町村につきましても従来は届け出、自衛指導という形で行われておりました。今度のきょうこれから出します通達におきましては、そのあたりにつきましても地元の具体的な市町村、それから

商工会、商工会議所等でございますが、そういう地元の事前説明の段階で出てきた御意見を出店者に通知をする、そういう仕掛けを今後とも残しまして、ということとは基本的には特定市町村というグループの色分けというか、そういう基本的枠組みは残すということでございませう。その中の運用の方法なり、それから運用の実態が変わるといふことでございませう。

○広中和歌子君 三年後の最終的な結論でございませうけれども、大店法は廃止に至るのか、それとも例外として適用除外地域を指定して大店法を残していこうとなさるのか。今からおっしゃりにくいところもあるかと存じますけれども、方向としては廃止の方向なんではないでしょうか。

○国務大臣(武蔵野文君) 少なくとも三年後に廃止をするという考え方は持つておりません。中間レポートの中にも私もはっきり書いておりますけれども、あくまで大店法というのは存続をしたいと思います。

ただし、来年はぜひ国会の御理解をいただいて法律改正をさせていただきたいと思つておりますが、その法律改正をした後、いろいろのことをひとつフォローアップしておきまして、そしてさらにそれから二年、今からいけば三年、その法律改正をさせていただいてからは二年後にもう一回見直しをする。そのときには、場合によればこんな

ような地域は外してもいいんじゃないかということがある得るのではないかと、検討項目の中にそういうものを入れますというのを中間レポートに

私も盛り込んだわけでございます。法律そのものを廃止するというような考え方は、今のところ持つておりません。

○広中和歌子君 大店法が廃止になるなら別といたしまして、いずれにいたしましても野放しの出店というのは、それが大規模店舗であらうとその他の店とかにいたしまして、レストラン等あるいはパチンコ屋とか、そういうものを含めまして、むしろ地方自治体がいずれに都市計画法にのつた用途指定の中で、いわゆる住民の居住環境という面でしよつか、利便性、そういうものを踏まえた形で行った方がいいのではないかと。そのような考え方を私は持つていっているのでございませうけれども、通産大臣はそれについてどのようにお考えか、そしてまた構造協議の中でそうした視点が導入されたかどうか。

アメリカの場合には大店法というのはございませうけれども、いわゆるゾーニングというそれぞ

れ地域地域で住民の立場からの店を入れるか入れないかとか、そういったものを細かに決めてい

るわけでございますけれども、アメリカの例からそのような提案はなされたかどうかを含めましてお答え願いたいと思つております。

○国務大臣(武蔵野文君) そういうことをアメリカから具体的に私ども注文を受けたことはございませう。

そこで、私どものそれに対する考え方でございますが、今までも実はこの大規模小売店舗法に基づいていろいろ調整をさせていただいたときには、その地域の都市計画との整合性というものは十分考

えてやっていただくとおりをお願いをいたしておるわけでございます。アメリカの各州で行われてい

るような、いわゆる法律に基づいておりませうけれども、当然その地域の都市計画、例えば全く都市でないところへ余りばんとお出しになることは困るんじゃないかと、そういうようなことは

できるだけ出店調整のときにお願ひいたしておるわけでございますので、今後そのような考え方は出店調整の中で、町づくりといひますか、その

都市都市の都市計画との整合性というものは十分考
えてやっていかなきゃならぬというのは当然だと思
っております。

○広中和歌子君 きちんとした町づくりをしてい
らっしゃる地方自治体もございすけれども、し
かしながら、私自身の考え方でございすけれど
も、むしろそれが余りにも無視されているところ
が多過ぎるのではないかと。ですから、私はこうし
た大店舗の出店いかに限して、むしろ地方自治
体にはその権限が譲られるべきだということを考
えてはおりますけれども、果たして地方自治体がき
ちんとした都市政策をお持ちなのかどうか。そう
いうことについて伺いたいと思ひますが、建設省
の方いらしていただいておりますか。

○説明員(近藤茂夫君) 都市計画制度の中には、
いわゆる詳細土地利用計画である地区計画という
制度がございす。これは市町村が、地域住民の
基本的な理解が得られる場合には建物の用途と
か、あるいは敷地とか規模等に関する一一般の
用途地域による規制より、よりきめの細かい規制
をするのが可能な制度がございす。私どもは
良好な市街地形成を図るという観点から、そも
う地区計画制度の活用を指導しているところで
ございまして、現在全国で四百カ所近く、商業系も
一割以上ございまして活用されているわけでござ
いす。御指摘の商業系の地域につきましても、そ
ういう地区計画制度の活用というものは今後
とも指導してまいりたいと思ひます。

ただ、先生御理解いただきたい点は、都市計画
の土地利用計画でございすので、これは建築基
準法の建築確認という段階で実効性が担保される
というところでございすので、やはり販売される
商品の種類とかあるいは営業時間とか、こうい
った経営形態に関する調整はそもそものまじま
じない、このように考えております。

○広中和歌子君 私は、この大店舗法を建設省に
お預けしよう、そのようなつもりで言っているの
ではございせんけれども、ともかくいゆる整
合性のある、地方末端に至るまで美しく、そして

住みやすい都市という観点からお伺いさせていた
だいてはいただいております。

現実にはここに資料をいただいているわけですが
れども、かなりの市町村が、少なくともすべての
市町村がきちんとした都市計画を持っていな
い、ましてや用途指定ですか、それは持っておられ
ないんじゃないかというところ。それから、例えば商
業地域というふうな指定があるところでもかなり
緩やかな規制であつて、ホテル、モーター、ボウ
リング場、マージャン屋、パチンコ屋、いろいろ
非常に緩やかなんです。そういうようなことに
関してもうちよつと進めた、住民の意見を聞いた
都市政策というのをなさっていくお考えがあるの
かどうか。

今度の大店舗法に關しての何か一般の論争を聞い
ておりまして、業者同士の話し合いは聞かれて
も、いゆる住民の側からの声が全然入って
こないんです。そういう意味におきまして、
これから建設省として通産省、特に大店舗法をき
つかけにしてよりきめ細かい話し合いというん
で、例えば、連係プレーをしていただきたいとお願
いする次第でございす。

○国務大臣(武蔵野文君) 先ほど吉田議員からの
御質問に對してお答えをさせていただいたので
ございす。私も今建設省あるいは自治省に
お話をさせていた、三省協力をさせていた
だいて、これからひとつ新しい町づくりの中で商
店もつくっていくという形のもの、をぜひ実
現したい。先ほどもちょっと触れましたけれ
ども、建設省の方で今都市再開発であるとか区画
整理であるとかいろいろ御事業をやっておられ
すけれども、そういうものとこちらの町づくり構
想を一緒にいたしまして、本間に文化的な施設あ
るいは公園も含めた一つの町をつくらせて、その中
に新しい商店街、今は横に広いんですけれども、
それを縦に長いものをひとつ考えさせていただ
いたらどうだろうか。それで、そこに空き地がど
んどん出てきて、もっと空間地をつくって、そこに
駐車場もできるとかあるいは文化施設をつくると

か、そんなようなことを私どもはぜひ将来これを
機会に実現したい、こういうことで今事務局同
士で話を始めつとあるところでございす。

○広中和歌子君 先ほどの御答弁も伺いながら大
変期待を寄せているわけがございす。
次に土地対策について、都市部の集中を是正し
地域の活性化を図ると同時に、都市住民によりよ
い居住環境を提供するためというところで、五月十
九日、企業が保有する大都市部の工場用地などの
地方移転を促し、跡地を公園住宅など、公園とか
公共用地への活用のために、そうした政策を誘導
するための新税を明らかにされているわけがござ
いすけれども、これを工場等移転促進税制とい
うんでしょいか、これについて御説明いただけま
すか。

○政府委員(岡松壯三郎君) お答え申し上げま
す。
ただいま先生のお話にございしました工場等移転
促進税制と申しますのは、昨年度の通産省の新政
策に盛り込んだものでございす。土地税制一
般と一体で議論をするというところでは持ち越し
になっているテーマでございす。

中身は、先生お話しになりましたように、大都
市から地方への工場の移転を促進するに当たりま
して大都市の土地を手放しますと、それにかわる
工場を地方につくった場合に地価が大きく違うの
です。ですからそこに譲渡益が出てしまふ。その譲渡
益に對して大体五割ぐらい税金で持つていかれて
しまふというふうになります。地方へ出ていこ
うというインセンティブがそがれてしまふことにな
る。そのようないふことから、そこで考えました構
想は、二つの条件を付して、その条件を満たすも
のについては課税の特例を認めたらどうかという
こととございす。

二つの条件と申しますのは、大都市において手
放した土地を公共用の用途に売却するということ
と、それからもう一つは、それによって得られた
資金を地域の開発に寄与するような方向で使うと
いう、細かい点は省略いたしまして大きい方向で

申しますと、そういう形でその二つの条件を満た
すような行為につきましては、買いかえ特例とし
て譲渡益についてはこれを軽減措置をとるとい
う税法の改正を要求したわけがございまして、今年
度も同じような考え方で税制の改正要求を進めて
まいりたいというところを検討中がございす。

○広中和歌子君 現在、土地問題というのが非
常な関心を集めているわけがございすけれども
も、私は土地税制というものが地価の抑制に大き
く寄与するのではないかと、今工場等移転促進
税制、つまり追い出し税みたいなものだと思ひま
すけれども、それについて大蔵省の方にいらして
いただいておりますので、どのようなお考えでい
らっしゃるのか、今土地税制を審議していただ
いては、ぜひございすけれども、その中からこ
れを積極的に前向きに検討していただけるのか、
その点について伺ひたいと思ひます。

○説明員(河上信彦君) ただいま御指摘がござ
いまして税制の買いかえ特例、事業用資産の買
いにかえに当たりまして譲渡益の八割を繰り延べ
る、こういう制度がございまして、昨年通産省の方
からこの制度を活用する、というふうな御要望があ
つたわけがございまして、ただいま通産省の方から
説明があつたような経緯がございまして、昨年
につきましては特段具体的な措置はなかつたわけ
がございす。

この制度につきましては、国土政策といったよ
うな観点から措置されておるわけがございすけ
れども、一方で、主として土地が中心かと思ひま
すが、土地を持つておいてそれを売却する、その
売却益が繰り延べになるというところで、ある意味
では土地というものがほかの資産に比べて有利
になつていふ感じがしないのか、こんなような問
題の指摘もまたあるわけがございす。

土地税制につきましては、先生御案内のと
おり、現在政府の税制調査会におきまして土地問題
小委員会が設けられておられて幅広い角度から
検討がされておるわけがございす。こうした検

○広中和歌子君 産業構造が急激に変化する

しかしながら、これは数年前私

○説明員（近藤茂夫君）工場地域につきまして、

○広中和歌子君 どうもありがとうございました

私は、原子力発電のことについて質問するつも

大臣は、日本の原子力発電所の技術が非常に進

この前、私はやはりアメリカ上院議員の主宰に

めに人間が炉の中に入っていくわけですから

○国務大臣(武藤嘉文君) 細かい点は事務局か

1000

まず国際協力につきましては、チエルノブイリ

そういうことで、技術協力とかあるいは情報の

ますが、実は工業技術院の大型プロジェクトの中で極限作業ロボットの開発というのをやってきております。この中で実用原子力発電所の作業ロボットというのを昭和五十九年から進めてきておりまして、その間試作品をつくり本年度総合評価をするというスケジュールで進めてきておりまして、これは原子力発電所の通常運転時、高い放射線下の作業あるいは点検というのがある場合、運転員とか保守員にかわりまして行うというものでございます。

それから、今お話がありましたCTスキャン等の新技術の件でございますが、現在いろいろ溶接部の検査等につきましては超音波探傷検査等の技術を使っております。しかし、今後各部の検査の内容によりましては、今お話のようなCTスキャンあるいはホログラフィーとか新しい技術があるわけでございます。こういう技術の適用が望ましいことがあられるわけでございますので、今後もこうした技術の動向というものを十分勉強していきたいというふうに考えております。

○広中和歌子君 大臣にお伺いさせていただきますけれども、大臣もいろいろ環境会議なども含めて国際会議にお出ましになり、地球規模でのCO₂削減についていろいろ御意見を求められたりということが多いと思えますけれども、CO₂削減計画、それは五〇％を二十年後に達成しようとか、それはできないとかいろいろ意見があるわけですが、具体的なことは別として、一般的に削減としましてそのいわけゆる環境コストの経済へのかわり、それについてどのような認識をお持ちなのかお伺いさせていただきます。

○国務大臣(武蔵野文書) CO₂の問題については、確かに地球温暖化に影響を与えるということが言われておりまして、これを何とかしなきゃいけないということでございますが、私の承知しておりますところでは、まだ完全に科学的な分析は十分なされていないと承っております。しかし、そういうことが言われている以上は、やっぱりCO₂

がふえないようにしていかなくないことは当然でございますので、できる限りCO₂の固定化の技術を早く完成するとか、あるいは代替エネルギー、新エネルギーの開発を促進するとか、そういうことは進めていかなければなりません。通産省でたまにこの間ワシントンで行われた環境会議に発表させていただきましたのは、いわゆるCO₂の削減をしないままでも今とておる省エネルギー政策などを一生懸命やっていったときに、二〇〇〇年に大体どのぐらいの経済成長率になるかという、二・九％という数字が出てくるわけで、それを、例えばCO₂を二〇〇〇年において、今と同じ、今といいますが去年ですけれども、一九八九年と同じ量の排出に抑えた場合にはこれが一・六です。それから、二〇〇〇年に去年の排出量の二割カットした場合、このときは一・三です。こういう世界の経済成長がそうなるであろうという分析を一応いたしておりますので、それをワシントンの環境閣僚会議で出したわけでございます。

そういうこともございますので、私といたしましては、やはり経済成長が低下するようなことはいけないのではないかと。だから、低下しないように、その点は、今のお話のCO₂の固定化の技術を早く開発をしてそれを実行する、あるいは省エネルギーをやる、あるいはまたより代替エネルギーを開発するとか、そういう形にしてできるだけCO₂を抑えていかなきゃならないけれども、何とかそういうようなことをして、経済の成長そのものは何らかの形で少なくとも世界全体のパーセンテージで二・九％ぐらいの経済成長は確保しなきゃいけないのではないかと、こう考えているわけでございます。

○広中和歌子君 確かに、CO₂削減を含むさまざまな環境対策が経済へのどのようなかわりを持つかという点に関して、経済学ではまだ十分な結果が出ていないのではないかと、あるいは十分ないと思いますけれども、少なくとも日本の体験といたしましては、例えば自動車のCO₂排気規制、

あれがむしろ日本の自動車の競争力を非常に上げたという事例もあるわけでございます。それから、政治家の立場としては、少々学問的な事実が不確実な場合には、むしろ前向きな旗を振っていただきたいというような気がするわけでございます。

いわゆる新エネルギーの開発導入について既に伺ったわけでございますけれども、私がこれはアメリカから聞いてきたところによりますと、日本では研究も進んでいるし、民間でもかなり開発が進んでいるというのを伺っているんですが、しかしながらそれが実用化されているかどうかという点につきましては、むしろアメリカの方で日本の機械を買って、例えば風力発電とか太陽熱利用の発電が行われている。そういう事情があることは事実なのでございます。なぜ日本が技術を持ちながらそれが実用化されないのか、今まで何がネックになっていたのか、そういうことについてお伺いいたします。

○政府委員(深沢巨君) お答え申し上げます。

先ほどの御議論のように、地球環境問題に対応します一つのやり方として環境負荷の小さなエネルギーの開発、そういう意味で先生のおっしゃる新エネルギーということにつきましては、ポイントがあるわけでございますけれども、これは従来から通産省といたしまして非常に積極的に対応してきている分野の一つでございます。

それで、先生が今御指摘の中に、アメリカはうまくやれていて、ましてや日本が機器まで輸出しているのに、なぜ日本でも、例えば今先生がおっしゃられたのは風力発電でございます。これは今例えば風力発電でまいりますと、日本の場合にトータルで数千キロワットぐらいの導入だと思えますけれども、一つの発電規模としましては五から三百キロワットぐらいのところでございます。で、それが今どのぐらいのところに入っているかというところ、これは、離島、山間部の独立した電源とかそういったところがございます。これに對しまして、例えばアメリカなんかをこ

らにいただきますと、カリフォルニアとかハワイとか、非常に多数の風力発電がございますけれども、やっぱり風況、風の状況というのがかなり違います。どうもあれは風が吹いていけばうまい、くかというところじゃなくて、やはりかなり一定の方向にコンスタントにというようなことで、いろいろなやってみますと、日本はかなり風が強いございますけれども、カリフォルニアだハワイだとかあいうところの状況と比べますと、やはり非常に条件が悪そうなることもございます。まあそれは言いながらも、その辺の状況を調査しながら前向きにやってみようというところで、いろいろ努力をしている最中でございます。

○広中和歌子君 アメリカの電力会社は三千余あるそうでございますが、かなり大規模なものでも二百三十もあるという非常に数が多いというふうに向っております。それに比べて日本は九大電力会社。かなりそれぞれの電力会社が大きな体制でもって、技術開発を含まして、発電に当たっているわけでございますけれども、その大きなところと小さいところのそれぞれメリット、デメリットがあらうかと思えます。

これから新エネルギー、特に風力とか燃料電池とかといったような小規模のエネルギーから電源を得ようといったような場合には、今の体制の中でうまく対応できるかどうか、もしできないとしたら何か。そう言っている失礼ですが、規制とかさまざまな制約があるかどうか、それについて伺いたいと思えます。

○政府委員(深沢巨君) 今のような自然条件とかその辺のところの難しさを私ちょっと申し上げたわけでございますけれども、太陽光発電なりそれから風力発電なり、新しいエネルギーということになりますと、燃料電池みたいなそんなものがございしますけれども、いずれにしてもそういう制約を克服しながら、今の状況でございますと、だんだん実用化段階に入ってきておりますけれども、かなりのハイコスト、コストが非常に高いでございますので、その辺のところを量的な規模を求めつ

つ、それから一つの単位も大きなものにして、条件のいいところを選びながらということでもって努力を重ねていく以外にないと思っております。

いずれにしても、最近で言いますと、そういうものがうまく導入できますように、保安面からの規制的なところも緩和したりしながら、従来でございまして一件一件チェックさせていただきましたが、それを一定規模以下のところは届け出、それ以下のところはもう届け出もしなくいいような、そういったような手当てしながら円滑な導入というのを進めるべく今準備もしておりますのでございまして、そういった可能な限りの努力でその辺のところの規模拡大、量的な拡大というのを求めていくつもりでおります。

○広中和歌子君 アメリカではそうした自然力を使った発電も盛んです。それからコジェネレーション、これは必ずしも省エネ化、CO₂排出に関してはいいかどうかと疑問があるわけですが、これは、そのアメリカの電力の五〇％は石炭を使っている、しかもそれは質がよくない石炭かもしれないというふうに言われているわけですから、しかしながら、コジェネという省エネに役立つという事は事実だろうかと思ひます。

そうしたアメリカの動きは、今現在では全発電量の七％がコジェネだそうでございすけれども、次の世紀には一五％から一六％の規模に膨れ上がるのではないかと、そのように言われております。これを推進するものとして公共事業規制政策法(PURPA)というのがございす。つまり、余った電気は買えるという、買えるだけじゃなくて買わなければならないといったような法律がカーター大統領のときにできたそうでございす。

先ほど午前中の御答弁で日本では企業同士のプライベートな相談によってそういったことが現実に行われていると。廃棄物、ごみから電気をおこしてそれを電力会社が買っていくというということ、日本でも例があるわけでございますけれども、

も、これからはむしろ個別分散型のエネルギーを利用する、つまり小さなエネルギーを利用するために電源が分散していく分散型のエネルギー体質にこれからはなっていくのか、そのようなことも含めましてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(深沢重喜) これからなおやはり経済成長というのはいくつとも思ひます。

その背景には、民生の向上等を含めた背景があるろうかと思ひます。それに応じて、やはりエネルギーの需要の増大、それからそのエネルギー全体の需要の増大を超えた格好で、アメニティーの向上等を背景にして、電力の需要というのはいくつとも思ひます。

それに対して分散型の電源だけでいけるのかどうかという点につきましては、非常に有意義で問題があるろうかと思ひます。やはり大型のものでも可能な限りつくっていく。それから分散型のものににつきましては、そういう条件にに応じながら、今まだコスト的に高うございすから、その辺のところの技術的なカバーもしながらやっていく、両面いろいろ対応していかなきゃならない、こう思ひております。

○広中和歌子君 ちょっと一言、済みません。

最後に、アメリカの場合は逆に三千もある電力会社、歴史的な条件でそういったふうになったらしいんですけども、むしろこれから統合するようにならなければならないというのを言っております。したんですけれども、ともかく新たなエネルギー時代が来ているわけでございます。非常に柔軟に御対応をお願いしたいと思ひますと同時に、コジェネレーションなどといふと、どうしても非常にそれが使いやすいような集合的な建物、居住空間、そういうものが求められるのではないかと思ひます。そういう意味でも、都市計画、いわゆる建設省とかさまざまな省庁との統制ではない、横の連絡をとられながら新しい政策を進めていただきたいと御要望申し上げます。質問を終わります。どうもありがとうございます。

○市川正一君 日米構造協議の中間報告が四月六日に発表され、七月の最終報告に向けて今作業が

進められております。また本日は、もう午後三時ごろと聞いておりますが、大店法問題について運用適正化の通達が出されることになっております。私はこの二つのことを踏まえながら通産大臣にお伺いしたいと思ひます。

そもそも日米構造協議は、日米の貿易不均衡、いわゆるインバランスの是正のために開始されたはずのものであります。それならば、今回の中間報告によってこのインバランスがどれくらい解消されるのでありましょうか。まずお伺いいたします。

○国務大臣(武蔵野文君) 確かに貿易インバランスを少しでも改善しようというところから始まったんです。そのもととは言え、アメリカの議会を初め保護主義的な動きが出かかってきて、これはやっぱりどうも貿易のインバランスがあるんじゃないだろうかと、それから、貿易のインバランスの問題を何とか少しでもというところから始まったと私は承知いたしております。そこで、それじゃこの日米の構造協議で貿易のインバランスがどれだけ解消していくのか、改善されるのかということでございますけれども、これは残念ながら私は、定量的にそういうことを申し上げるようなことはできないと思ひます。

○市川正一君 まさに率直に申されたように、定量的に測定できないだけに、本来日米貿易インバランスの解消が目的であったはずのものが、いつの間にか経済構造改善の協議が中心になってきております。しかも、それによって貿易インバランスの改善なるものは期待することはできない。もともとこのインバランスについてはアメリカ側からも、これは内調が監修しておりますところの国際情勢資料であります。米戦略国際研究所のワインスタイン氏がこう言っております。

ほとんどの経済専門家、これはアメリカの経済専門家でありまして、「米国の巨額な対日貿易赤字のうち、日本の制限的もしくは不公正な貿易慣行に起因するものは、そのわずか一五％にすぎない」との意見で一致している。貿易赤字の残りの

八五％は、米国の貿易収支全体および国家予算に巨額の赤字をもたらした原因でもある、米国経済に深刻な根差した問題に基づくものである。言うならば、こういう良識的な声も当然巻き起こっております。

ところが、日米貿易インバランスの解消の名のもとに、今回の中間報告でアメリカは、大店法や公共投資等々いざい純粋な内政問題で、本来外交交渉の対象とすべきでないようなもので二百項目にも及ぶ要求を出してきている。

本委員会または通産省にかかわって申すならば、大店法の問題はその一つであります。山本審議官がいらっしゃいます。四月二十一日の衆議院予算委員会でもこういふふうに答弁されている。「小売商業者の事業機会の確保あるいは消費者の保護、その調整で法律ができております大店法、そういうような制度、運用はアメリカにはない、そういうこと自体がアメリカ側としては問題があるという主張でございまして」云々、こうお答えになっている。すなわちアメリカにはない制度だから廃止しろという、大臣、こういうのを内政干渉と言ふのと違ひますか、どうでしょうか。

○国務大臣(武蔵野文君) まず一つ、今御質問の中にございましてけれども、これはいろいろなおっしゃり方がありますけれども、今度の日米構造協議は、確かに構造的なものをお互いに指摘し合つてそれを直していこうということでございます。外交交渉という形ではないというふうに私は受けとめているわけでございます。いわゆる普通の外交交渉とは違ひ、その辺は、お互いの構造を直していく上において、こういう点はお互いの方はここを直すべきではないか、おれの方はこういう点を直そうと思ふよという面においては、いわゆる純粋の外交交渉とは私は考えておりません。

それからいま一つ、私先ほど申し上げましたように、インバランスの解消が定量的にどれだけいづかかわらないということをお話し上げたのでございすけれども、先ほど一五％というお話もございまして、

たけれども、ある程度の改善はなされていくだろう。しかし、定量的に幾らというものは、私はなかなかこれは計算がでないんじゃないかというものを申し上げたつもりでございます。そして、私どもがアメリカ側に申し入れた、おまえの方はここを直すべきではないかというところは、今ちょうど御指摘のありましたアメリカの大幅な財政赤字、こういうものをやはり改善していかないと、いけないんじゃないかということを私どもは指摘いたしましたわけでございます。

また、アメリカの消費が余りにも膨大である、だから結果的に、物を消費するために外国からたくさん買わざるを得ない、これはインバランスにも影響するわけだから、そういう面では、消費もそれは結構かもしれないけれども、貯蓄率をもっと高めていた方がいいんじゃないかというところも指摘をいたしておるわけでございます。また、日本側もできるだけでもっとも市場は開放し輸入を促進していかないと、全うすることも申し上げておるわけでございます。全くインバランスの解消に役立たないというのではない。定量的には言えないけれども、今よりよくなっていくというところだけは言えるのではないか、この点はそう思っておるわけでございます。

○市川正一君 何か観念論みたいなお答えなんです、まことに遺憾であります。私は大臣とは農林大臣のころからのおつき合いです、今の山本富雄農林大臣は、ヤイター米農務長官が行った日本の米市場開放発言に対して、内政干渉だと言っている表現をされております。その後二の矢がまだ出ていないようですが、いずれにしても本音は、そういうことを大臣はお考えだらうと思うんです。だから、何となしに割り切れぬようなインバランス論を今伺ったわけでありまして。

実際、アメリカの内部でも、例えば元大統領経済諮問委員会委員で、今アメリカのCATO、公共政策研究機関というんだそうですが、その研究所長であるウィリアム・A・ニスカネン氏が日経

新聞でこういうことを言うております。「日本の新内閣は米国の圧力に従順であり続けるよりも、むしろ自らの利益を主張すべきである。米国の圧力に従順であることはより一層の圧力を招くだけである。」さらに続けて「米国の制裁の脅しの下で輸出自主規制の交渉や、国内的規制措置のないビジネス慣行の変更についての交渉は拒否すべきである。」とまで言い切っております。

そこで私は、大店法問題に即して以下お聞きしたいのでありますが、大店法の運用緩和、改正をしなければならぬ理由として政府が従来挙げてきたところを要約しますと、一つは、出店まで十年もかかる、二つは、輸入拡大にこれがつながらる、三つは、消費者利益だ、四つは、アメリカなど外国企業の出店が今のままではできぬ、こういうふうに大体要約できます。

ところで、第一の出店まで十年もかかる、ここに議事録を持ってきたんですが、海部さんはしょっちゅうそう言うていらるんです。この論拠は、ほかならぬ通産大臣御自身が四月二十一日の衆議院予算委員会答弁なさいました。これはレアケースだ、まさにごくまれなケースであると言うことによつて、この問題はリアルに戻りました。しかし私が言いたいのは、三月の末に、じゃ本当にどれぐらい期間がかかっているのかということを通産省に資料要求いたしましたら、ここに文書で回答をいただいたんですけれども、何と書いてあるんですか。「届出から出店までの期間の統計につきまして、当方ではまとめておらず、提出いたしかねます」という文書回答をいただいたんです。こういうことは、この中間報告に至る四月初めの日米協議の際に具体的データなしで、十年もかかる、いや八年や、中には十三年もやと、こういう事実と違ひ認識、こうして臨んでおられたということになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 後ほど事務局から説明をいたしますが、この間何か私の方で、データではたしか平均三年半ぐらいというのが出ていた

んじゃないかと思ひます。細かい……

○市川正一君 三十五カ月です。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 三年弱ですか。

○市川正一君 弱でしょう。三年半と大分違ひます。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 六カ月違う。約三年ちよつとというふうに承っております。

○市川正一君 それはまた後でやります。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 事務局は後でいいですか。

○市川正一君 もういいです。今大臣がお答えになったのはここにその回答も来ています。これはおかしいやないかというたら、にわかには平成元年分だけ慌てて出してきた。これはずつと統計じゃありません。それで、その一年分のものを見ると、平均して約三十五カ月となっております。大臣はなかなか記憶力が確かでも、三・五年と、こう読まれたんだと思うんですけれども、そういうことなんです。だから、そんな十年もかかっているというのが通常ではなしに、まさに大臣のおっしゃったレアケースなんです。

次に、二番目の問題ですが、大型店の方が輸入製品を多く扱うという主張がありますが、これも具体的にデータはないんです。おおむね大型店が大体三割、その他の小売店が七割という、関西弁で言うると目の子勘定です。大体そういう認識なんです。これについても四月の二十三日の衆議院予算委員会でも関西大学の保田教授の研究の結果を正森委員が提起しました。そして、大型店が扱う輸入製品は二・二%だということを明らかにいたしました。したが、私はこの面からも輸入拡大のためにというの根拠薄弱だというふうに言わざるを得ぬと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山本貞一君) 大型店と小型店の輸入比率の点を申し上げますと、今先生言われました大型店については、私どもも持っているデータでは、単年度でございますが、大体一・一%、御指摘のような数字でございます。中小商店につきましては、そういう全体のデータは、大変申しわ

けございませんが、今まできちっとしたものは統計としてとっておりませんで、輸入統計でもとれませんので今持ち合わせておりませんが、中小企業庁の方でアンケート調査でなされたものがございます。それによりますと、昭和六十三年度のデータでございますが、外国製品を取り扱っている企業が五四%ぐらい、その中で一〇%未満が一%、三〇%から五〇%未満の企業が二%、五〇%以上の企業が三%程度と、こういうデータがございます。これからまさに推測というか推計でございますが、大型店と中小商店の輸入比率というのは確かにそれほど違わぬように思われます。私どもは、交渉の過程ではこの点はアメリカには言っておりまして、アメリカもその点は最終的にはデータの争いというふうなことで主張したわけではないと存じております。

○市川正一君 確かに大臣も御答弁の中で「私は、中小小売商も一生懸命輸入品を扱っております。けれども、輸入品を多く扱っているのは、何と大型店だけが輸入品を扱っている」と思ひます。と、こういうふうに述べていらつしやることは十分私も承知いたしております。で、きょう出される通達での大型店の輸入品売り場にかかわる特例措置の出店は、今明らかにいたしましたように、即輸入拡大にはつながらないにもかかわらず、輸入品を扱う増床は百平米までは大店法の適用を除外にするといたしております。それ以外の増床は御承知のように五十平米までです。しかし、大店法はもとと国内の業者と外国の業者は差別してあるんですか——してないんです。とすれば、これはまさに私は逆差別と言わざるを得ぬと思うんですが、この認識はいかがですか。

○政府委員(山本貞一君) まさに御指摘のように、外国企業であらうと日本企業であらうと、差別はつけておりません。ただ、今度輸入品につきまして特例措置を設けましたのは、やはり現下の国際情勢なり日米関係なりを配慮して、輸入の拡大を図るという日本の

一つの方針、それも頭に置きまして輸入品売り場を、百平米ではございますが、具体的な詳細な手続なしに届け出をやっていただくだけで済ましていただく。そのふやすことによつて、そこで売られる輸入品はふえる。そういう意味で、私もまあネット増というか、その分がネット増になると考えておりますので、今の国際的な情勢にも合う。かつ、それにつきましても周辺の小売業とのそう大きな問題も生じない百平米以内であり、かつ輸入品というのはいくらも地元の商店との間で国産品と比べると比較的競合が少ない。そういう考えから今度あつた措置をとりあえずというか、五月の通達で取り入れることにした次第でございます。

○市川正一君 輸入拡大に結びつかぬじゃないですか。それをさっきから言うていらっしゃるわけですが、大型店の方が中小小売商よりも価格が安いというデータはあるんですか。

○政府委員(山本貞一君) ちょっと古いデータで恐縮ですが、昭和六十二年の総理府の全国物価統計調査報告によりますと、総合で申し上げますと、一般小売店を一〇〇としたしまして、大型スーパーチェーンが九五・七、それから中小スーパーマーケットが九二・二、それから百貨店は、高級品を扱っているという性格あるいは贈答品が多いという性格上と思ひますが、一一三・七と、そういうデータがそれではございます。

ただ、この中を見ますと、食料品はその差が非常に小さいようにあらわれておりまして、申し上げますと、一般小売店を一〇〇としたしまして、大型スーパーチェーンが一〇一・八と、これは大型の方が若干高い。それから中小スーパーマーケットが九七・七と、そういうふうに出ております。一方、被服とか履物とかこういうものを見ますと、一般小売店を一〇〇としたしまして、大型スーパーチェーン店が七四・一、中小スーパーマーケットも七四・一ということで、物によつて違いますが、かなりの違いがございますが、

今御答弁なさつた山本審議官御自身が四月二十一日の衆議院の予算委員会でも、食料品や家具あるいは家事用品は一般小売店の方が価格が安いというのを答弁の中で認められた。しかもその根拠になつてゐるのは、総理府の全国物価統計調査報告に基づく推計でしよう。通産省が実際に調査し試算したものでないわけですから、それはまあ同じ役所だから総理府のことを引用されて結構なんです。具体的なデータは必ずしもないんです、びつたりしたのが。

私ここに持つてきたのは、経企庁の物価局が出している「物価レポート」です。また、経済白書も出してあります。これは、今までスーパーと一般小売商との比較をやつてきていたんです。ところが、どういふわけか八二年以降その項目がないんですわ、やりおらぬ。別に疑いのまなざしをもつて見てゐるわけじゃないけれども、しかしそれにして、これによればやっぱり一般小売店の方が安いという指標も出てゐるんです。だから、これは押しなべてどっちやというわけにはいかぬ問題なんです。それを、いや消費者利益になるのやとて、一方の旗ばかり振るわけにはいかぬのですよ。消費者にとっては価格が安いこと、あるいは利便性、多様性等々から見て、日本の今の生活構造から一般小売店の存在はやっぱり必要なんです。ですから、小売店とスーパーや大型店との共存共栄の競争こそ消費者利益に真にかなうものだというふうに私は言ひたいんです。

四月二十日の朝日新聞の「論壇」に、流通経済専門のある大学教授が「大店法改廃は「消費者利益」か」と題する問題提起をなさつていますが、その中でこう言つてゐるんです。独占状態になる「競争力が減退し、価格が硬直化し、消費者ニーズへの対応が鈍化する。欧米先進諸国の寡占

的な商業構造が好例だらう。それを消費者利益と言ふようか」と、こう問ひかけてゐるんです。商店街振興対策議員連盟会長でもあるとお聞きしてゐる武藤大臣、今やつておられますか、もうやめられましたか。

○市川正一君 元会長でもあつた武藤大臣に、あえてそういう問ひかけを私は試みたいんですが、時間の関係もあつて具体論としてお聞きしたい。すなわち、今指摘いたしました寡占的な商業構造というのは、将来のことではなしに、今日たまたま直面してゐる深刻、切実な重大問題、こう私は思ひます。特に本日の大店法の運用適正化措置の通達によつて、大型店の出店ラッシュを招くことは火を見るよりも明らかであります。

何いいますか、八九年の第一種の申請件数は幾らでしようか。また現在、事前説明、事前商調協の審議中のものは幾らでしようか。件数だけお答え願ひたい。御連絡してゐたと思ひますけれども。

○政府委員(山本貞一君) 八九年の第一種大規模小売店舗の出店でございますが、三百三十二件でございます。それから、今の出店表明から三条届け出前までのものににつきましては一千弱ございまして、三条届け出以降手続中のものが五百程度でございます。

○市川正一君 わかりました。通産省からいただいた資料を私どもの方で整理いたしますと、一九七四年から一九八八年度までの間に三条届け出が第一種で五千六百六十六件、そのうち出店したものが四千二百四十七件です。その差の千四百十九件が算術計算をいたしますと現在事前説明あるいは事前商調協の審査中ということになります。そこへ今お答えのあつた八九年の申請三百三十二件を加えますと、千七百五十一件ということになります。

今回の通達は出店調整処理期間を一年半にするわけですね。そうしますと、これを五月三十日から実施するというその結果、通産省の強力な行政指導のもとに一年半以内に

出店調整を終了させていく、すなわち来年の十二月までには全部出店できるといふことになるわけですね。それで、基本的には、さらに、次期国会には、出店調整期間を一年以内にすることを大店法改正を実施するとも、大臣が骨組みは残して換骨奪胎というのはいかにもしれませんが、ということも伝えられてゐる。そうすると、七九年度から八八年度の十年間の出店は合計千六百一店舗、千七十八万七千平米ということになり、これにほぼ相当するものが一気にこの二、三年の間に

出店するということになり、大型店のシェアは現行の約三〇%から四〇%に拡大する、こういう事態を迎えるという認識を大臣はお持ちなんですか。

○市川正一君 いや、通達が出ると言ひながら、その中に出てゐますやないか。一年半という、いわば棒が決められてしまふ。そして、実際には今度で地元が中心になつてゐたのが行政指導によつて、言ふなれば見切り発車していく。そういう軌道が用意ドンで三時にピストルが鳴るんです。

立ち入つてお聞きしたいんですが、今回の通達では八二年一八四年の出店抑制措置で実施した相

当水準地域、先ほど同僚議員が御質問にもなりましたが、小規模市町村ですね。ここでの出店抑制地域での抑制制度は存続するんですか、せぬのですか、ひとつはつきりお答え願いたいと思います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 先ほど御答弁を私は抑制地域と言ったら、こちらから特定地域と、こう言うのが正しい、こう言ってくれたんですが、いずれにしてもそういうような地域の問題については、その形は残すわけでございます。

○市川正一君 形は残す。そうするとまた、形は残すけれども、中身はもう骨抜きやということになると思ふんですが、時間が迫ってまいりましたので……

そこで、店舗面積や開店日などの調整は商調協もしくは大店審でやられることになるんですが、その結論に同意できない消費者や周辺小売商の意見を反映する保証はどこにあるんですか。また、通産省に対してどういう措置がとれるんでしょうか。

○政府委員(山本貞一君) 調整の過程で、今若干不十分だという御意見もござりますが、地元あるいは消費者の方々の代表に入っていたかましまして、そこで御意見をいただく。それから、話し合いがつかなかったものにつきましては、大規模小売店舗調整審議会にかけて調整をしていくという形にしております。

あと、出店者なりあるいは利害関係者がそういう結果について、過去たしか私の明確な記憶にございませぬが、訴訟された例もございませぬが、そのケースの場合については、明確に大店法というの、例えば一万平米つくったという当初の申請があれば、それを的確に認めたものでもないで、訴えの利益がないというふうに判断がされております。

一方、消費者の方からも同様な観点から、それについては削除されたのが不満であるということ、訴訟とかそういうものにはなじまないのではないかと考えるということです。

○市川正一君 そこを結局大店法の七条二項で意見の申し出はできる、それだけです。もしその意見が受け入れられない場合はそれでアウトです。そうでしょう。通産省の行政指導でやるから、行政不服審査にかけることができるのか、あるいは大店審の結論に対して裁判を行うことができるのか、そうしたらなじめぬとおっしゃる。それはそうです。今までそういうことになっておるんです。例えば岩手県の江釣子ジャスコの場合は原告適格性がないということで門前払いにされてしまっているんです。そんな殺生なこと、これはもうむちゃです。私は、もう時間が参りましたので、いろいろありますがこれまた次の機会にさせていただくことにして、結局、調整期間を一年半と枠を決めて見切り発車をしていく、それが今回の通産のねらいやというふうに私は言わざるを得ぬのです。

そして、このことと関連して、先ほど同僚議員もおっしゃったけれども、日本の大店法というのは売場面積と開店日と閉店時刻と休日数などの四項目なんです。大臣はさっき都市政策や町づくりの問題にちょっとお触れになったけれども、しかし、こういう町づくりとか都市政策の観点からの調整なり規制というのは本来欠落しておるんですね。ですから、自治体や住民が町づくりあるいは環境問題、交通渋滞などについて意見を反映していくために条例や指導要綱で規制をしているというのが現状なんです。ですから私は、それぞれの自治体がつくっている条例、あるいは横出し規制ですね、これは専門用語で恐縮ですが、そういう積極的な意義を認めて、そういうものをさらに育成していくというのを図るべきだ。

私は最後に、小売商の方の振興と育成、消費者の利益、都市計画に基づく町づくり、この三つの調和を図るという立場から、大店法の廃止とか運用緩和ではなしに、許可制を含む自治体大幅な権限を与えるべきであるということを主張して、まことに意を尽くしませんか終わります。ありがとうございます。

○池田治君 日米関係につきましては先輩議員がいろいろ質問をなさいましたので省略させていただきます。私は日ソ関係についてお尋ね申し上げます。

昨年の九月から十月に外交安全保障調査団の一員としてソビエトへちょっと行かしていただきました。その際、ソビエトで政府高官からお聞きしましたのは、ソビエトは大兵力の削減をする、そして国際紛争を解決するためには武力の行使は一切しないということを繰り返し繰り返し申されて、ベレストロイカの進行に一生懸命で、他国の侵略はしないと、こういうのが高官の公式な場面での発言でございました。そして私的な場面になると、日本から企業がどこか進出してくるところはないかなと、こういう財界に対する要望がございました。

それともそのはずで、ホテルに泊まってももう石けんも置いてありません。相当政府高官のお泊まりになるホテルでしたけれども、そこにも石けんはございません。そうして、私はちょっとウオッカを飲み過ぎたためか、水が悪かったためか知りませんが、クレムリンで会談中トイレへ行きたくなりましてトイレへ行ったら、その紙がまたかいた。所信表明演説の表紙のようなかいたがクレムリンの中に置いてあります。これはゴルバチョフさん内政も大変だが、便所の中も大変だなど、こう思った次第でございしますが、そういうことから消費財が不足しているということは身をもって体験してまいりました。

そこで、ソビエトについてお伺いいたします。去る五月十六日のガット理事会では、ソ連のガットのオブザーバー参加が承認されております。この参加の理由の一つには、自由市場経済へ移行するために勉強したいというのが目的だろうと思っておりますが、さらに将来は正式加盟したいとの意向も表明していると伝えられております。

そこで、通産大臣にお伺いしますが、将来のソ連のガット正式加盟はあるのか、また正式加盟のための条件はどういうものを西側諸国は要求するか、この点についてお教え願いたいと思います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) ガットへ入っていただくためには、やはりあくまで自由貿易体制また市場原理を国内の経済では導入をしていただく、そういう体制が確立しないことには、ガットの加盟国もなかなかこれははいよろしいよというわけにはいかないんじゃないかと私は思いますので、その辺は、ソ連自身がこれからどういう形で社会体制をお変えになっていくかということにかかっているのではなからうかと存じます。

○池田治君 ガットの目的は、自由多角的な無差別な国際貿易の実現をしようという自由主義経済諸国の目的にあると思います。その前提には、やはり自由主義のメカニズムが機能しないとガットに加盟はできない、これは通産大臣のおっしゃるとおりだと思います。

そこで、この自由市場経済の導入を目指すためには、ソビエトはベレストロイカがどうしても成功してもらわないと加盟はできない、こう思います。我が国は、このベレストロイカの正しい方向性を支持して、どんどん進んでいくことを祈っている、予算委員会等でも答えられておりますが、これを黙って見ているだけで済ますのか。もっと積極的にソビエトのベレストロイカに対する支援の方法はないものだろうか、こう私は考えておりますが、通産大臣のお考えをお聞かせ願います。

○国務大臣(武蔵嘉文君) ベレストロイカを支援するということは日本の政府として既定路線でございませぬから、それはもう今後もそのように支援していきたいと思っておりますけれども、今の話は、それならばそれが成功するように何らかの経済的な援助をしたらどうかと、こういうことではなからうかと思ひますが、そういうことになってまいりますと、日本の場合にはやはりまた北方領土の問題がございまして、政経不可分の原則を今のところとはっておりまして、その辺がどういふことで——もちろんできる限りの経済協力をするの

が当然でございますけれども、あくまでその政経不可分の原則を無視してまでやれないというのが私は日本の現在の実情であろうと思います。

○池田治君 政府としての特別な支援というのはソビエトも期待はしておらないと思ひます。OD Aのような発展途上国並みにソビエトを扱うのは、ソビエトにとっても大変失礼な話だろうと思ひますので、そこまでは期待しておりませんけれども、日ソ間の貿易をややすいような環境づくりということは必要なんじゃないかと思ひます。この点について、通産大臣、何かお考えはございませんか。

○政府委員(山本善吉) 大臣が申し上げましたように、政府の支援は政経不可分という原則でございますけれども、他方、委員御指摘のように、ペレストロイカの方角性を支援していくことは必要でございますので、私どもといたしまして具体的にはソ連の、例えば経済改革調査団を受け入れるというようなことは、そのペレストロイカが求めているから、一つは市場経済ということでございますから、その市場経済とどういふものであるかという点とを向こうに知識を伝授といひますか、伝えますために必要でございますので、今申し上げたソ連の経済改革調査団の受け入れあるいはその他の生産性向上のための協力プログラムとか、そういった面での協力を積極的に実施していく考えでございます。

○池田治君 その点はまた後でお尋ねしますが、現在といひますか、一九八九年末でソビエトの対外債務は二百八十三億ドルあると言われております。このソ連の西側諸国に対する輸入代金の支払い遅延、こういう問題も大きな問題となっております。これまでの遅延した機関は地方機関や地方の企業レベルでありましたけれども、最近では中央の公団にまで広がっていると伺っております。また、この原因が各企業や公団の貿易権限の拡大など改革に伴う過渡的な現象、すなわち計画経済から自由主義経済への移行の過渡的な現象であらうかと、こう言われておりましたけれども、それだ

けでもない、改革全体に誤算があったのではないかと、こういう見方もあるようでございますが、通産省はどのように見ておられますか。そしてまた、もう一つ、ソ連の対外債務、輸入代金支払いが今後どのような形になるか見込んでおられますか。見込みで結構でございます。

○政府委員(内藤正久君) 今先生御指摘のとおり、ソ連の代金支払いに遅延が生じてきておりますが、その原因あるいは今後の見通しについては現在いろいろ調査中でございます。したがって現時点で我々の集めておる情報で申し上げますと、まず一つは、先生御指摘のように、ペレストロイカへの移行期の中で中央の公団、地方の公団合わせまして一万四千ぐらいございますけれども、それに直接貿易を行う権利を与えた。しかし、それだけの外貨があるかという点の見合ひなく輸入をしたために混乱が起つておるのであるというところが一つ。それからもう一つは、ことしの第一・四半期に消費財の輸入を非常に多くやつたということで一時的な混乱であるという説明をソ連側から受けております。

ただ、ソ連側の公式の説明以外にいろいろな情報の中で、御指摘のようにそれ以上の問題点があるのではないかと西側からのいろいろな情報もございします。したがって、その真実の姿といたしましては必ずしも把握いたしかねておりますけれども、我々としてはその動向を十分に注視していきたいというふうに思っております。

○池田治君 この二百三十八億ドルの対外債務のうち、日本に対する債務はどれだけの額でございますか。そしてまた、何か不明な点があると今言われましたけれども、これはペレストロイカの進行がどのように進展していくか、一説によると、ゴルバチョフも暗殺されるのではないかと、ペレストロイカも途中で挫折するのではないか、これは西ドイツで聞いた話ですが、そういう説もあるようなので、こういうことを御心配なさっているのかどうか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(内藤正久君) 我が国に対する債務額、必ずしも全体として把握いたしておりますが、

が、我々の運営いたしております貿易保険の観点で申しますと、現在保険の責任残高は約三千三百億程度でございます。なお、現在支払い遅延が生じております金額を民間団体の調査で調べてみますと、対ソ貿易のカバレッジは大体八〇％と見ておりますけれども、その段階で二億五千四百万ドル程度が現在の遅延額でございます。

それで、今後の動向の中で我々が支払い遅延を考へます場合に、経済的な状況と政治的な状況とを考へてございします。政治的な状況については可能な限り情報を集めるといふことで、御存じのとおり、ゴルバチョフはなお今後とも活躍を続けるという議論もあれば、ワインバーガー元国防長官のように年末にはもう権力を持っていないのではないかとという両面の議論もあります。そこそこはわかってはおりますが、我々そういうふうな情報も含めていろいろ集めていきたい。ただ、経済的には多くの議論が消費財の需要が非常に多いという中で生産等がうまくいっていない、したがって現在の停滞的な状況から、より縮小の方向へ向かうというふうな情報もございします。いずれにしても、これは確認のできていない情報でございますので、可能な限りの情報を集めて注視していきたいと思っております。

○池田治君 今保険の問題がございました。輸出保険というものは私も詳しいことはよくわかりませんが、これも、新聞等によりますと、鉄鋼とか化学品などについての輸出額の〇・〇一％が今までの保険料だったけれども、これを〇・〇二％に引き上げる、こういう報道を見ました。この保険料をだんだん上げられますと貿易をしようとする人たちが保険料が高いので利益がないから貿易しなくなってくる、貿易抑制策と一致するんじゃないか。こういう心配もしておりますが、それより先に、保険を支払わなければならないような危険な状態があったのかどうか、保険事故が何件ぐらい生じているのか、これもお教え願いたいと思ひます。

○政府委員(内藤正久君) 現時点で保険金の支払いという事故には至っておりません。しかし、支払い遅延があるということで約款に基づきまして損害発生通知が出てまいります。現時点における損害発生通知の総額は保険金額ベースで四十一億円でございます。それは保険価額ベース、要するに貿易の契約で割り直しますと、約百二十億円程度というふうなものが支払い遅延の状況になっております。

それで、先生の御指摘の料率を引き上げたのかという点でございますけれども、貿易保険の運用の中ではいろいろ保険料率を国ごとに、地域別に決めておまして、それで従来ソ連は最優良国といふことで非常に安い料率で引き受けておったわけでございます。それを今最優良国から通常の優良国へ移しかえたといふことでございまして、そういう意味の運営操作といふのは世界の保険機関どこでもやっております話でございます。日常の運営の一環でございます。

○池田治君 ということは、保険の扱いを最優良から普通の方へかえたといふことは普通やつておられることでしょうか、ソビエトから見れば、信用があつたのが少し落ちてきた、こう解釈してもよろしいでしょうか。

○政府委員(内藤正久君) 支払い遅延という現実の事実があるわけでございますので、それに見合った保険運営上の対応を図っておるといふのが我々の立場でございますので、ソ連の方からどう評価されるかというの、ソ連自身がいろいろ評価されることだと思ひます。

○池田治君 そこで、支払い遅延で保険の支払いがなされたといふことですが、保険事故という特別の事故はなかったといふことで安心しておりますけれども、支払い遅延で保険金を出した場合に、後日その支払いがあつた場合にはまた保険金の回収という形をとられるわけですね。最優良から普通の取り扱いにしたといふのは、そうすればまた最優良に上がってくる可能性もあるわけですか。

○政府委員(内藤正久君) 現実の状況に応じて運用を変えてまいりますので、従来と同じような最

こういう点を考えても、この大店法の今度の問題が起きてきたからどうこうだけではなくて、まあ正直、そろそろ思い切った対策を考えなきゃいけないと思っておりますときにこういう問題が起きてまいりましたので、財政当局というのは何か大きな問題が起きないとなかなか理解を示しませんけれども、幸いこういう問題が起きてきたので私も大蔵大臣に話をいたしましたして、大蔵大臣もぜひこれはやらなきゃいけない、海部総理もぜひともひとつ財政当局も協力をしてほしいというところのアドバイスもございまして、財政当局も今回このこの大店法に関連しては、いろいろの施策が具体的に固まってくればできるだけそれには協力をしたいと、こういう姿勢に今いるわけでございます。

そこで、先ほど来例えはということで私は申し上げたわけでございますけれども、いわゆる横に長い商店街、そしてそこには駐車場がないとか、まあ物を買いに行くだけであって、そこでは生活の潤いを求めようとしてもないとか、いろいろそういうお話もあるわけでございます。街づくり会社構想あるいは最近はいまアイト構想であるとか、いろいろ通産省も新しいアイデアを考えてきておったのでございませうけれども、たまたまこういうものとうまくひとつ結びつけて、そしてそれに思い切つて大蔵省からの財政的な予算も獲得し、あわせて建設省の都市再開発の予算とかあるいは区画整理の予算とか、こういうものもそれに加えていただき、地方自治体ではいろいろまたふるさと創生論というような形で地域の活性化のために思い切つた施策をやるという今自治体のそういう考え方もございませうので、そういうところにはできればそういう予算あるいはそれに伴つた地方債とかそういうものも活用していただいて、思い切つた金をひとつ新しい商店街を含めた町づくりに使えないだろうかということ三省協議をこれから始めようということになっておるわけでございます。

その中身としては、先ほど申し上げたように、ひとつ第三セクターでもつくつて、それでデパートのようなビルとマンションみたいなものと、そしてそこへできるだけ多くの商店街の皆さんに入つていただく。そして、そこでも必要のなくなった商店街についてはできるだけそこをひとつ駐車場あるいは文化施設あるいは公園なりに使わしていただくようにお貸しをいただくというようにことをしていきたい。そして、それでもなおかつそういうものには乗つかつていけないという方々の中にはおありだと思ひますので、そういう方々については、転売業の何らかの資金手当てをさせていただくというようにことをやらせていただいたらどうだろうかというのが、まだ三月ごろでは固まつておりませんでしたが、今大体的な方向としてはそんなような方向でこれから年末に向けていろいろの施策を私ども固めていきたいと、何とか中小の小売商の皆さんにこの機会に安心していただくか、喜んでいただけるような施策を固めていきたいと、こう考えておるわけでありませう。

○井上計君 あと中小企業庁長官にお尋ねをしますから、あなたは聞き取りだけいただければ結構です。

今大臣からいろいろと具体的な施策についてお話をいただきました。大いに期待をいたしております。そこで、今のお話の中で中小小売商業対策といつてもいいかなと思ひますし、また新しい商業集積地づくりも考えていかなくちゃいけません。そこでこれはむしろ私は私見を申し上げ、提案を兼ねますけれども、一つは、今大臣のお話のように、現在ある商店街あるいは商業集積地を残して、そしてそこを活性化するという場合と、新しい集積地をつくるという場合とあるわけですね。その場合、やはり私が考えておりますのに、新しい集積地をつくる場合に、例えて言うとう、現在の商店街をそのまま残しておく、新しい集積地は公園とか公園なところの近くに、仮店舗とはいいませんが、仮店舗のようなものをつくつて共同、共有の施設をつくるという場合と高度化資金を使いたいのですけれども、現在の高度化資金では店舗を残したままの新しい共同施設については、これは無利子融資がありませんね、これもひとつ考えていったらどうであらうか。そういう場合の事業団融資、高度化融資あるいは中小公庫の融資についても考えていったらどうであらうか、これを改正したらどうであらうか、そうすると、いわば中小小売商が不安なく次の新しい集積地をつくるために参加できる。それがよければまたそういう現在の商店街の再開発にも持つていけるであらう。これは一つの提案ですが、ぜひひとつお考えをいただきたい。

それから、いま一つは、夜の商店街がもうどこでも大変寂しいんですね。今大臣がお話しになり

ました。特に大臣も御承知でしょうが、これは大木委員もおられますけれども、私の選挙地元の名古屋は夜七時過ぎたらもう商店街は真っ暗で死の町ですよ。というのは、商店街の目抜き通りに銀行あり、証券会社あり等々、みんな閉めるわけですから。以前、二十年ほど前までは、歩道がかなり広いのでから露店を出しては、歩道がかなり広がったんです。ところが、その後市条例なんかで露店を全部禁止したもので、全くな人が出てこなくなつた。私は、それぞれ市の条例等いろいろありますし、まあ保健衛生の問題あるいは交通問題等々いろいろありますけれども、ある意味では昔の夜の商店街のような露店を出していいと、特定地域に限つてすけれども、そういうふうなものをむしろまたやるようなそういう指導が活性化のために必要ではなからうか。これも一つの提案です。

それからもう一つは、大型店が進出して中小小売商がだめになつたという宣伝は随分方々であります。ところが、共存共栄をして成果を上げてよくなつたという宣伝は余りないですね。知らない人が多いんです。古くはもう四十年前近く前になりませんが、私も若干そのときに関係しましたが、東京の武蔵野市吉祥寺の駅前北口商店街の再開発、これは伊勢丹という大型店を中心としてあの商店街の再開発をやつて見事に成功したわけですね。こういう例がほかにもあるんです。

それから、最近ちょっと新聞で見たところですが、滋賀県の長浜が、長浜菜市という秀吉時代の市を再現したような形で、非常にまた大型店を核にして成果を上げておるといふ新聞報道もありませうけれども、大型店を中心としてそのようないわば共存共栄の成果を上げておるという商店街もあるわけですね。それらのものを、資料を何かひとつつづられて、ぜひ中小企業庁、通産省が、そういう不安を持つておる中小小売商あるいは各地域の商店街にもっと十分PRをされたらどうかなと、これはひとつ提案を兼ねてお尋ねをするわけですが、どうでしょう。

○政府委員(見学信敬君) 大変ありがたい御提案をいろいろいただきましてありがとうございます。

先生御指摘のとおり、新しい商店街づくりというのは、例えば全く新しい郊外、場合によっては高速道路沿いであるとか、いろいろな新開地を求めて出ていくという動きもございませう。また、そこへ大店舗も出てくる、そして共存共栄の形にしようではないかという動きもございませう。また、中小企業だけで行こうという動きもございませう。あるいはまた駅前を中心とした旧来の商店街が、新しい動きに対抗してと申しますか、リフレッシュをしようという動きも当然あるわけでございます。

御案内の中で第一点の、小売業の言うならば集団化のようなもの――工業、製造業の集団化として団地政策があり、そして卸売についても卸売団地という形で集団化政策がある。ところが小売業については、旧来の商店街をいろいろ改造するといふ高度化資金はあるけれども、ちょっと離れたところへ集団化をしよう、こういうような町づくりをしようというのではないのか、御指摘のとおりでございます。全くその方向で私も一つのメニューとして考えたいと思つておるところでございます。現在のところ、共同店舗のような形で、全く新しい場所であることもあり得るんですけども、いわゆる集団化としての町づくりのような、平面の少し広い、そしてそれぞれの個店がたぐさん入っていく、こういうような小売業者を中心とした町づくりを集団化の形で高度化資金を見たいという制度は、残念ながら今のところ御指摘のとおりないわけでございます。そういったものが一つの大きなポイントだと思つております。検討をさせていただきたいと思つております。次第でございます。

それから、共存共栄のお話もございました。今申しました共同店舗のような形で高度化資金を出すときに核となる大企業、大店舗が入つて、そして旧来の中小企業の方が一階に専門店的にわつと

入る、こういう形式というのは相当でございます。既に事業団融資で数十を数える例がございます。たしか五、六十あると思いますが、これらについては非常に成功例が多うございます。そうしますと集客力も非常に強くなります、非常に目をみはるような改善をされている例がございます。

そして最近では、そういったものをVTRにとりまして、事業団のVTRでございますが、町づくりのための診断指導に使う。それを、五つ六つの例を入れて、どういう形でそういう町づくりというか、商店街というか、一つの共同店舗がつくられたかという例を言います。そしてその運営についての最大の問題点、そういったものについても事前にお店の方々に勉強してもらうという意味でのVTRをつくって、現実に診断指導に活用をし始めているところでございます。なかなか商店街もたくさん数多くございますから、先生御指摘のようにPR不足なところがございまして、そのほかにも、商店街全般にわたって、近代化をした、大きな町づくりをしたものについて、上下二冊になった立派なパンフレットで全国について本当に商店街の模範例のようなものをやはり事業団でつくらせております。これもこれから商店街の近代化に取り組む人たちのためにつくっております。

まだまだ不足していると思っております。先生御指摘のとおり、そういった共存共栄の形のものなどを中心に大いにPRをし、商店街の方々に大いに考えていただくというふうなことを考えております。またまた先日、補正予算を通していただいたところでございますが、昨年度の補正予算で商店街対策として大きな予算をつけていただきました。国費で二百六十億、そして地方からはほぼ同額のものを出すという形です。県域につくる。これが出たが、各県平均しますと十億ぐらいの単位の基金をつくる、そしてそれを削減しないように運用益をもって、商店街がソフトの形で勉強をしてもらう、そして新しい近代化に向けてそれぞれが勉強するための、例えばコンサルタントの方を呼んでみんなで勉強する、そういう勉強代に

補助金をつけよう。こういう発想のもとにちょうどできたところでございますし、こうしたソフトのお金を十分に使いながら、かつ、この大店舗法の改正を控えておりますので、そういったこともありまして、商店街への大きな影響をよい方向に、商店街が近代化し、流通が近代化し消費者のためにもなるような形に、そういうふうに指導を持っていきたいと思っている次第でございます。それからもう一点ございまして。夜の町になってしまっている、それが寂しくなっている。昔は路面に縁台でも置いてというところがございます。いまはたけだれでも、町が早く暗くなってしまうということが、確かに各商店街の大問題でございます。

その一つは労働者対策で、やはり夜遅くまでするわけにはいかぬという社会情勢がございまして。ただ、お店の長さや労働時間というのは、どこかで切り離せるものなら切り離したい。つまり、交代制をしければできるわけでございます。ところが、小さいお店では交代制まではなかなかできない、こういうシレンマがございまして。ある程度交代制ができるところはやっていただくということに当然入っていくべきだと思っております。それから、おっしゃる通りに、地域に限っては路面を使うというふうな御提案、これについては実は私の頭にはございませんでしたから、早速勉強させていただきたいと思っております。

なお昨年来、設備近代化資金を対象に、その商店に対してリースル・シャッターのようなものを中心とした設備改造資金を出すようにいたしました。つまり、夜中も電気をつけてリースル・シャッターをウインドーは明るくなっている、こういった設備をすることによって商店街が真暗にならないで済む。そして、言うならばウインドーショッピングをその明るさの中でやっていただく、こういったことも商店街には必要ではないかというところを考えまして、新しい試みとして入れたところがございます。方向は先生の御指摘のとおりでございます。そういうものを今後とも拡充して

まいりたいと思っております。ありがとうございます。

○井上計君 終わります。

○今泉隆雄君 先日の大臣所信表明の中で、生活のゆとり、心の豊かさというのを再三にわたっておっしゃってございましたけれども、大臣が考へになつていらっしゃる生活のゆとり、心の豊かさ、それは具体的にどういふものをお考えになつていらっしゃるか、また通産省として、そういうものを豊かにするためにどのような産業を振興させようとなさつていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(武蔵野文書) やはり国民一人一人がそれぞれの価値観に基づいて自分の好きなライフスタイルができて、そしてそれでゆつたりとした気持ちを持って生活をしていけるというのが、ゆとりのある人生ではなからうかと思っております。

それじゃ、それに対してどういふことをしていったらいいのかということでございますけれども、現実には、まず一つは、やはり労働時間が非常に長いというか、日本人は働き過ぎだ。そんなに働かなくてもそういう生活がもっとエンジョイできるようなことをしていくというのが一つだろうと思っております。

それからもう一つは、特に都市においてそういう傾向が強いと思えますけれども、外国から言われているように、ウサギ小屋と言われるような狭いところ、狭いところで暮らしていかないと、いけるようにしたいということをやっていく。そういう居住の環境をよくするということにこれから努めていかなきゃならぬだろうと思っております。

それからもう一つは、やはりそうでございますね、一人一人が一生懸命働いたらそれに見合った何らかの報酬が得られるというか、とにかく働けば本当に自分が働いてよかったなというふうな実感を持てるような報酬というかあるいは給付というか、そういうものが得られるようなことに日本

の産業界をもつていかなきゃいけないんじゃないだろうか。そんなことを通産省としてこれからやっていけば、今のようないろいろな生活が皆さんにしていっていただけるんじゃないか、こんなふうに考えております。

○今泉隆雄君 非常に結構なお考えだと思っておりますが、これはやはり日本だけじゃなくてアジア諸国、今韓国の大統領がいましていますけれども、そういうところにも広めていけるようなお考えをお持ちでしょうか。

○国務大臣(武蔵野文書) 今ODAのあり方を私どもいろいろ再検討させていただいておりますけれども、やはり今まではどちらかというと国土の開発のために役立つようなプロジェクトが中心であつたかと思うのでございますけれども、しかしODAの本当の考え方というのは、もっと人道主義に基づいて私どもでできた制度だと思っております。そういう面でもっと民生安定のために役立つようなことにODAのお金は使われていくべきだと考えておりました。そういう意味合いにおいては、今のようないろいろな生活がアジアのそれぞれの国においても皆さんがエンジョイしていただけるような方向に私は努力していくべきだと考えております。

○今泉隆雄君 ODAのお金はそういうことで非常に結構だと思えますけれども、この間、首相が第二次世界大戦は侵略戦争であるということをはっきり申されました。それは、軍事的な意味の侵略であつたということであつたと思っております。ところが、これは大臣は御存じないでしようし、恐らくここにいらつしやる委員の方も御存じないでしようけれども、今タイでは「イーブン・ユン・ビー」という歌が非常にやっております。この「イーブン・ユン・ビー」の「ユン」というのは日本軍という意味を皮肉に言っている歌なんです。が、その日本軍というのは、エコノミックアニマルという意味での日本軍という意味なんだそうです。それで、現在韓国とかマレーシア、タイなどに

日本の企業が工場をつくって、非常に安い賃金で現地の人を雇っているという事で、韓国なんかの労働者がストライキをしたり、御存じのように最近非常に問題になりましたし、そういうことがしばしば行われていまして、それからファックス一枚で首になったりとかという事件があります。これはやっぱり私は経済的侵略と考えているんですが、こういう企業が海外に進出するについての規制する法律、またそういうものの監督というものはほとんどなされていないのが現状ということの話を聞きましたが、そういう企業に対して、今後のことに関して大臣のお考えはどういうふうになっているのでしょうか。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 私ども、海外へ企業が進出していただくことは、貿易のインバランスの解消からいっても結構なことだと思いますし、それぞれの国の経済力を強めていただくという意味においても結構なことだと思いますけれども、また逆にそれ海外に進出された企業がその地域社会でトラブルを起こされるようなことも、これまた好ましくないわけでございます。やっぱりそれぞれその国の地域社会が、日本企業に来てもらってよかったと、こういうふうに思っていたりだかなきやならないと思います。

そういう面で、昭和六十二年でございますが、もう三年ほど前に経済七団体でいわゆるよき企業市民であつてほしいということから、海外投資の行動指針という形でガイドラインをおつくりになって、十何項ございます。通産省におきましても、昨年、産経審でやはりそういう海外へ進出されるときにはこうあるべきだという十カ条の行動指針を出して、それに基づいて各企業にぜひそのような行動指針に基づいてやっていただきたいというところをお願いしておるというのが現状でございます。

○今泉隆雄君 最後に私のちょっと専門の文化の話をお聞きしたいんですが、五月十五日の通産省公報にこういう記事が載っていました。ゆとりと豊かさ政策小委員会で、生活者にとって最も身近

な文化提供は映画、音楽、演劇である。「音楽、演劇についても設備の充実、人材の育成、国際展開を図ることが必要である」と指摘されていますが、通産省としてこういうような人材の育成そのほかのことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。考えていらっしゃるかと非常にうれしうございしますが、いかがなものでございましょうか。

○政府委員(山本貞一君) 今御指摘の点は、恐らく産業構造審議会のゆとりと豊かさ小委員会の報告書の中に述べられている方向づけだと思いが、私もサービス産業を所管する官庁といたしまして、映画、音楽、演劇等の文化芸術産業の振興は非常に重要だと思っております。従来から努力をしております。一つは金融面、税制面での支援措置でございます。例えば中小企業金融公庫の融資あるいは中小企業信用保証協会の債務保証あるいは中小企業等基盤強化税制といったような施策を今申し上げましたような文化芸術産業についても適用できるようにしたわけでございします。

今先生御指摘の人材育成等につきまして、実は私も今どういう手だてがあるのか一生懸命に勉強しております。平成元年度に映像プロダクションについての調査を行いました。その現状を分析して、人材育成等についてどういう支援のあり方があるかというのを中小企業事業団に委託して調査をいたしております。その他、構想段階のことでございますが、複合型映像制作拠点整備事業、すなわち映像メディアコンプレックスパークという構想でございますが、そういう構想の調査を進めまして、その中でいろいろなそういう映画、演劇関係の技術者あるいは関係者の人材育成というのもそこで取り上げたいと考えておる次第でございます。今後さらに勉強をしてまいりたいと思っております。

○今泉隆雄君 ありがとうございます。ぜひ何かお手伝いをさせていただきたいと思ひます。

最後にこれだけお聞きします。この前の松永大臣のときにもお聞きしたことで、あれからちょっとまた情勢が変わっているみたいなんです。演劇そのほか映画でも冠興行というのがありまして、企業がお金を出す、お金を出すかわりに広告宣伝をする、もう巨大な広告宣伝というのがございましてそれが非常に困った現象だったんです。しかし最近それが非常に少なくなりました。メセナ方式というものが盛んになるようになりました。メセナ方式というのは、つまり広告を非常に抑えて文化をパートナーとしてやっていく、そしてその見返りを余り求めないという方式なんです。金は出すけれども口は出さないという、非常に私どもにとってもありがたい話なんです。そういう企業の考え方が盛んになって、あつちこつで企業メセナ協議会とか、商工会議所なんかでもそういうものをたくさん全国的につくられておりますが、通産省はそういうものをどういうふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(山本貞一君) たしか四月でございしたんです。もうちょっと前でしたか、今泉先生の御指摘がございまして、PR重視の冠方式から、見返りを求めない、より高い立場での文化活動というのが企業に求められるのではないかと御指摘がございました。私もその点全くそのように考えております。ただ基本的には企業は営利団体でございますが、今の大きな流れとしては、やはり企業の社会的責任なりあるいはゆとりと豊かさの社会での役割という点から、今先生も申されましたそういう見返りを求めない方式、この前パトローネージの考え方というところもたしか先生の御指摘がございましたし、私ももうそういう方向が望ましいと申し上げました。

さらに最近では、その企業メセナ協議会というものがたしかことしの二月に正式に一応非公式の機関として財界を中心に発足しております。もう参加企業も九十社を数えるように伺っております。今大きな流れとして、あるいはまだ小さな流れかもしれませんが、そういう動きにあることは

私どもとしても非常に望ましいことと思っておりますので、通産省としてもどういう手だてで支援できるか、あるいはより促進できるか、一生懸命勉強をしております。どうもありがとうございます。

○今泉隆雄君 最後に、これは質問ではございません。もう御存じだと思いますが、メセナというのはフランス語で人の名前、ローマ皇帝の時代の大作家、美術の非常な後援者でメセナという人なんです。ぜひ武蔵大臣にもメセナになつていただきたいと思ひます。どうもきょうはありがとうございます。

○委員長(倉田寛之君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(倉田寛之君) 次に、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。武蔵通産大臣。

○国務大臣(武蔵嘉文君) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年、先端技術分野を中心とする技術水準の大幅な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数の増大、出願の内容の高度化及び複雑化といった状況が生じております。このため、特許・実用新案の審査要処理期間が長期化し、この点について内外から厳しい批判がなされております。また、出願人側においても、技術開発に不可欠な工業所有権に関する情報の利用が次第に困難になるといった状況が生じてきております。

本法律案は、以上の状況に対処し、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るものであります。具体的には、社会の急速な情報化の進展を踏まえ、書類に基づいて手続を行うことを規定している現行の工業所有権関係四法に關して、電子情報処理組織、いわゆるオンラインシステムを使用して手続を行う等の特例を規

定するものであります。

なお、昭和六十三年五月から工業所有権審議会において慎重な審議を重ねられた結果、本年二月に電子情報処理組織の使用等に伴う特許等制度のあり方に関する答申が提出されており、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一は、電子情報処理組織による手続等の導入であります。手続をする者は、電子情報処理組織を使用し、または磁気ディスクを提出することによって、特許出願その他の手続を簡便かつ迅速に行うことができることとします。また、畫面の提出により行う手続については、一部の手続について電子計算機により処理を行うための補充的措置が必要となりますが、今後とも存続させることとします。さらに、特許庁が行う処分、通知等や一般の閲覧等についても電子情報処理組織を活用することとします。

第二は、磁気ディスクによる公報の発行であります。磁気ディスクをもって特許公報等を発行し、工業所有権に関する情報の迅速かつ的確な利用を促進することとします。

第三は、手数料等の予納制度の導入であります。特許出願人等が、納付すべき手数料等の見込み額をあらかじめ納め、手続の都度、その中から所要の金額を手数料等の納付に充てることを可能とします。

第四は、指定機関の活用であります。畫面による手続に關し必要な情報処理業務等を指定機関に行わせることとし、所要の規定を置くこととします。

第五は、要約書の導入であります。特許出願人等は、発明の要約書を願書に添付して提出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載することにより特許公報等の利便性の向上を図ることとします。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(倉田寛之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

四月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 電子情報処理組織による手続等(第三条―第十三条)

第三章 予納(第十四条―第十六条)

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関(第十七条―第三十五条)

第五章 指定調査機関(第三十六条―第三十九条)

第六章 雑則(第四十条―第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)

第八章 附則

第一章 総則

(趣旨) 第一条 この法律は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)

及び商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の特例を定めるものとする。

(定義) 第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と、特許出願その他の工業所有権に関する手続(以下単に「手続」という)をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。

3 この法律において「審判長」、「審判官」又は「審査官」とは、それぞれ特許法(実用新案法において準用する場合を含む)又は実用新案法に規定する審判長、審判官又は審査官をいう。

第二章 電子情報処理組織による手続等(電子情報処理組織による特定手続)

第三条 手続をする者は、特許庁長官、審判官又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続」という)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項を除き、以下単に「ファイル」という)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を畫面の提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する畫面の提出により行われたものとみなし、特許等関係法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による特定処分等) 第四条 特許庁長官、審判官、審査官又は特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員は、特許等関係法令の規定による処分

又は審査若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの(以下「特定処分等」という)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

3 審判官その他の政令で定める者(以下「審判官等」という)は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名し、印を押さなければならぬものとされている場合において、第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して行うときは、その記名押印に代えて、通商産業省令で定めるところにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による特定通知等) 第五条 特許庁長官、審判官又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて政令で定めるもの(以下「特定通知等」という)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の通商産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置(特許庁の使用に係るものを除く)に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書面の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等（送達又は送付をいう。以下同じ。）により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条（実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第七十七条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

（磁気ディスクによる特定手続等）

第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判長又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの（以下「特定手続等」という。）については、政令で定めるところにより、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の提出により行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（書面の提出による手続等）

第七条 特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を書面の提出により行った者は、特許庁長官に対し、当該手続に係る書面であつて政令で定めるものに記載された事項（通商産

業省令で定めるものを除く。）を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を無効にすることができる。

（書面に記載された事項のファイルへの記録等）

第八条 特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われたときは、前条第一項の政令で定める手続にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 書面の提出により行われた特定手続等について前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもつて行われたときは、当該文書に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

（指定情報処理機関）

第九条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定情報処理機関」という。）に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定によるファイルへの記録、第七條第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力（入力のための準備作業を含む）、編集若しくはこれらに類する処理（以下「情報処理業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の指定をしたときは、当該指定情報処理機関が行う情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、指定情報処理機関が第七條第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「指定情報処理機関に対し」とする。

（ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等）

第十条 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

（ファイルに記録されている事項等の縦覧）

第十一条 特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許法第五十一条第五項（同法第五十九条第三項（同法第七十四条第一項）実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。）及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の特許法第六十一条の第三項（実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）の特許法第六十五条第一項（同法第七十四条第四項（実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。））及び実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び実用新案

法第十三条において準用する場合を含む。）の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）

第十二条 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行う閲覧を請求することができる。

一 ファイルに記録されている事項
二 特許法第二十七条第一項の特許原簿、実用新案法第四十九条第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一条第一項の意匠原簿又は商標法第七十一条第一項の商標原簿のうち磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製された部分に記録されている事項であつて政令で定めるところのもの

2 何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

3 特許法第八十六条ただし書（実用新案法第五十五条第四項において準用する場合を含む。）意匠法第六十三条ただし書及び商標法第七十二条ただし書の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

（磁気ディスクによる公報の発行）

第十三条 特許法第九十三条の特許公報又は実用新案法第五十三条の実用新案公報は、通商産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもつて発行することができる。

第三章 予納

（見込額の子納）
第十四条 特許法第七十七条第一項の特許料若しくは同法第七十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、

特許法第九十五条第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四条第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができ、

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。)をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続して四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

4 予納届をした者について相続又は合併があった場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一条第二項において準用する特許法第二十条の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

(見込額からの納付等)

第十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。)が、特許料等又は手数料の納付に際し通商産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、この限りでない。

2 予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

3 前項の規定による残余の額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から六月を経過した

後は、請求することができない。

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは、「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と読み替へるものとする。

第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関

第一節 指定情報処理機関

(指定) 第十七条 第九条第一項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の指定を受けることができない。

一 特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十六条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十九条 特許庁長官は、第十七条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、

その役員又は職員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行つておるときは、その業務を行うことによつて情報処理業務が不公平になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(情報処理業務の実施義務)

第二十条 指定情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行ふべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第二十一条 指定情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができ、(業務の休廃止)

第二十三条 指定情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第二十四条 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

(役員の変更及び解任)

第二十五条 指定情報処理機関の役員の変更及び解任は、特許庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解任命令)

第二十六条 特許庁長官は、指定情報処理機関の役員が、特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第二十七条 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職に就いた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 情報処理業務に従事する指定情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告及び立入検査)

第二十八条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質

問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令等)

第二十九条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第十九条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官は、前項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、情報処理業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

三 第二十二條第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第二十二條第三項、第二十六條又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(聴聞)

第三十二条 特許庁長官は、第二十六條又は第三

十條の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(特許庁長官による情報処理業務)

第三十三条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第二十三條の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十條の規定により指定情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定情報処理機関が第二十三條の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十條の規定により特許庁長官が指定情報処理機関の指定を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。

(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第九條第一項の指定をしたとき。

二 第二十一條の規定による届出があつたとき。

三 第二十三條の許可をしたとき。

四 第三十條の規定により指定を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三十五条 この節に規定するもののほか、指定情報処理機関の行う情報処理業務に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定調査機関

(指定調査機関の指定等)

第三十六条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、特許出願又は実用新案登録出願の審査に必要な調査のうち、その特許出願又は実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技術の分野に属する発明又は考案に關するものであつて政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

二 調査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 調査業務以外の業務を行つてゐるときは、その業務を行うことによつて調査業務が不公平になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 指定調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八條、第二十一條から第三十二條まで、第三十四條(第五号を除く。)及び第三十五條の規定は、指定調査機関に準用する。この場合において、第十八條中「特許等関係法令」とは「特許等関係法令及び意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあり、及び第二十六條中「特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令」とあるのは「特許等関係法令」と、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第二十三條、第二十七條、第二十九條第二項、第三十條、第三十一條第一項、第三十四條並びに第三十五條中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十五條及び第二十六條中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十九條第一項中「第十九條第一号から第三号まで」とあるのは「第三十七條第一号から第四号まで」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

(手数料)

第四十條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納付しなければならない。

一 第七條第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者

二 第十二條第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者

三 第十二條第一項の規定により同項第二号に

掲げる事項について閲覧を請求する者

四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2 前項の手数料は、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該指定情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による手数料の納付は、指定情報処理機関に納める場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもってしなければならない。

5 特許法第九十五条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

(特許法の準用等)
第四十一条 特許法第三条の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続についての期間に準用する。

2 特許法第七條、第八條第一項及び第二項、第十條から第十四條まで、第十六條、第十七條第二項(第三号を除く)及び第三項、第十八條第一項、第十九條から第二十一條まで並びに第二十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による手続に準用する。

3 特許法第八十四條の二の規定は、第七條第三項又は前項において準用する特許法第十八條第一項の規定による処分取消しの訴えに準用する。

4 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する手続であつて特許又は実用新案登録に関するものについての期間は、特許法第二十四條(実用新案法第五十五條第二項において準用する場合を含む)の規定により、当該手続が中断し、若しくは中止した時にその進行を停止し、又は当該手続についての期間の進行が開始した時に

その進行を開始するものとする。

第六章 罰則

第四十二条 第二十七條第一項(第三十九條において準用する場合を含む)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十條(第三十九條において準用する場合を含む)の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條(第三十九條において準用する場合を含む)の許可を受けないで情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二 第二十八條第一項(第三十九條において準用する場合を含む)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一條第一項(第三十九條において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一條第二項(第三十九條において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條、第十四條、第十五條第二項、第十六條(第十五條第一項及び第三

項の準用に係る部分を除く)、第十七條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條から第二十九條まで、第三十條(第三号を除く)、第三十二條、第三十四條、第三十六條、第三十七條、第三十九條(第二十三條、第三十條第三号、第三十一條及び第三十五條の準用に係る部分を除く)、第四十一條、第四十二條、第四十四條第二号及び附則第九條の規定並びに附則第三條中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)第二條第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(弁理士法の一部改正)
第二條 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二第一項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録(電子的方式、磁気的方式其他人ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ)」を加え、同条第二項中「書類」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
第三條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号中第十八條第一項の下に「この規定により手数料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第号)第四十條第一項を加え、同条第二項中「及び商標法」を、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に改める。

(特許法の一部改正)
第四條 特許法の一部を次のように改正する。

第十七條第一項ただし書中「その」を「願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第二百二十六條第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について」に改める。

第三十六條第五項を同条第六項とし、同条第

四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書に、「記載した明細書及び必要な図面を添付しなければ」「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

第三十六條に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第四十九條第三号中「第三十六條第三項若しくは第四項及び第五項」を「第三十六條第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第五十一條第三項に次のただし書を加える。

第五十一條第四号中「添付した」を「添付した」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第三項の次に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六條第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第五十五條第一項ただし書中「第三十六條第四項第三号」を「第三十六條第五項第三号」に改める。

第六十五條の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項に

つては、当該事項を特許公報に掲載すること
とが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ
があると特許庁長官が認めるときは、この限
りでない。

第六十五條の二第二項第四号中「添付した」を
「添付したに改め、（特許公報に掲載すること
が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ
があると特許庁長官が認めるものを除く。）を削り、
同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号と
し、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項
第六十五條の二に次の一項を加える。

3 第五十一條第四項の規定は、前項の規定に
より同項第五号の要約書に記載した事項を特
許公報に掲載する場合に準用する。

第七十條に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、願書に添付した要
約書の記載を考慮してはならない。

第二百三十三條第一項第三号中「第三十六條第
三項又は第四項（第三号を除く。）及び第五項」を
「第三十六條第四項又は第五項（第三号を除く。）
及び第六項」に改める。

第二百六十五條第一項中「第五十一條第二項か
ら第四項まで」を「第五十一條第二項、第三項
（第五号を除く。）及び第五項」に、「及び」を「並
びに」に改める。

第二百八十四條の四第一項中「及び図面」を
「図面」に改め、「（限る。）」の下に「及び要約」
を加え、同条第四項中「（以下）」を「（要約に係る
ものを除く。以下）」に改める。

第二百八十四條の五第二項第四号を同項第五号
とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約
の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出し
ないとき。

第二百八十四條の六第二項中「提出した図面」の
下に「と、日本語特許出願に係る要約及び外国
語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定に
より願書に添付して提出した要約書」を加える。

第二百八十四條の九第二項第五号中「並びに図
面」を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要
約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第六
項を同条第七項とし、同条第五項中「日本語特
許出願に係る証明等の請求については、第二百八
十六條第一号中「又は第六十七條の二第二項の
資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日
にワシントンで作成された特許協力条約第三條
(2)に規定する国際出願の要約（出願公告がされ
た国際特許出願に係るもの又は国際公開がされ
たものを除く。）」とし、「を削り、同号」を
「第二百八十六條第一号」に改め、同項を同条第六
項とし、同条第四項中「第四十八條の六」の下に
「第五十一條第三項ただし書を加え、同項を
同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、
同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十一條第四項の規定は、前項の規定に
より同項第五号の要約の翻訳文に記載した事
項を特許公報に掲載する場合に準用する。

第二百八十四條の十六第二項中「その他」を
「要約その他」に改め、同条第五項中「第二百八
十四條の九第五項」を「第二百八十四條の九第六
項」に改める。

第二百八十六條第一号中「若しくは図面」を
「図面若しくは要約書」に改める。

（実用新案法の一部改正）
第五條 実用新案法の一部を次のように改正す
る。

第五條第五項を同条第六項とし、同条第四項
中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同
項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項
とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書」
に、「記載した明細書及び図面を添付しなけれ
ばを「記載しなれば」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、図面及び要約書を添付
しななければならない。

第五條に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記
載した考案の概要その他通商産業省令で定め
る事項を記載しなければならない。

第十一條第三号中「第五條第三項若しくは第
四項及び第五項」を「第五條第四項若しくは第五
項及び第六項」に改める。

第十三條の二第二項中「行なう」を「行う」に改
め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項に
ついては、当該事項を実用新案公報に掲載す
ることが公の秩序又は善良の風俗を害するお
それがあると特許庁長官が認めるときは、こ
の限りでない。

第十三條の二第二項第四号中「添付した」を
「添付したに改め、（実用新案公報に掲載する
ことが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれ
があると特許庁長官が認めるものを除く。）を
削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第
六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項
第十三條の二第三項中「添付した」を「添付し
た」に改め、同項を同条第四項とし、同条第
二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第六十五條の二第三項の規定は、前
項の規定により同項第五号の要約書に記載し
た事項を実用新案公報に掲載する場合に準用
する。

第三十七條第一項第三号中「第五條第三項又
は第四項（第三号を除く。）及び第五項」を「第
五條第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六
項」に改める。

第四十八條の四第一項中「及び図面」を「図
面」に改め、「（限る。）」の下に「及び要約」を加え、
同条第四項中「（以下）」を「（要約に係るものを除
く。以下）」に改める。

第四十八條の五第二項第四号を同項第五号と
し、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約
の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出し
ないとき。

第二百八十四條の六第二項中「提出した図面」の
下に「と、日本語実用新案登録出願に係る要約及
び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文
は同項の規定により願書に添付して提出した要
約書」を加える。

第二百八十四條の八第二項第五号中「並びに図面」
を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約
の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第五項
中「第二百八十四條の九第四項から第六項まで」を
「第二百八十四條の九第五項から第七項まで」に改
め、同項を同条第六項とし、同条第四項を第
五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に
次の一項を加える。

3 特許法第二百八十四條の九第三項の規定は、
前項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を
実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第二百八十八條の十四第二項中「その他」を「要
約その他」に改める。

（意匠法の一部改正）
第六條 意匠法の一部を次のように改正する。

第十三條第一項ただし書中「送達」の下に「（工
業所有権に関する手続等の特例に関する法律
（平成二年法律第 号）の規定により当該
本の送達とみなされるものを含む。次項ただし
書において同じ。）」を加える。

（商標法の一部改正）
第七條 商標法の一部を次のように改正する。

第十六條第四項中「第五十一條第四項」を「第
五十一條第五項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）
第八條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第
二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第六号中「出願書類」の下に「（工業所
有権に関する手続等の特例に関する法律（平成
二年法律第 号）の規定により出願書類と
みなされるものを含む。）」を加える。

（政令への委任）
第九條 この法律の施行の日前において電子情報

処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

四月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は四月二十五日)

一、工業所有權に關する手續等の特例に關する法律案

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、物価上昇の抑制に關する請願(第一一四号)

第一一四号 平成二年五月十日受理

物価上昇の抑制に關する請願

請願者 東京都港区赤坂九ノ五ノ二九良和ビル二〇四 茂木玲子外二十名

紹介議員 刈田 貞子君

消費稅導入後の平成二年二月における東京都區部の消費者物価指數は、対前年同月比三・九%上昇し、また、政府は平成二年度における消費者物価指數を一・六%上昇と見込むなど、諸物価高騰に拍車をかける動向や、その背景が見えないことは、消費者として納得できない。主婦同盟の毎月の物価調査の結果では、昭和六十二年ごろまでの数年の物価は比較的安定していたが、消費稅導入後から、明らかに便乗値上げと見られる値上げの動きが、多くの品目に現れている。例えば、美・理容、クリーニング、飲食費などに相次ぐ値上げの実態が顕著で、その他、納豆、うどん、つくだ煮といった加工食品の大幅値上げは、庶民の生活を圧迫し、特に低所得者はますます苦しい状況に追い込まれた。さらに、消費稅導入で、物品稅が廃止となり一斉に値下がりをしたはずの車・酒類・家電製品など、実は、いつの間にかスタイルを変えた値上げで、企業が潤っている。一方、厚生年金・国民年金に次いで、公共性の高いNHK受信

料の値上げが一気に二十八%もの高率で承認され、即刻四月から徴収され、次いでN T T番号案内の有料化も決定したことは誠に遺憾であり、タクシー料金や輸送料など、今後の雪崩現象的値上げを誘引するきっかけを作ったと言わざるを得ない。特に、NHKの受信料が六年振りの値上げで今後五年間は据え置くことを確約できるという附帯理由は、全く理解に苦しむ。消費稅導入後は必ずインフレ傾向が強まると懸念されたとおり、公定歩合は既に四回も引き上げられ、選挙後のせきを切ったような、極めて不合理な値上げラッシュは目に余るものがある。経済大国と言われながら豊かさの実感が伴わない政府の物価対策を抜本的に改革し、安定した国民生活の根本は物価抑制にあるとの認識に立って、諸物価高騰の動きに対しては速やかに対処すべきである。ついては、次の事項について実現を図られたい。

- 一、諸物価値上げの誘因となる、公共料金引上げを抑制し、便乗値上げに厳しく対処し、国民生活の安定を保障すること。
- 二、円安・原油高を理由にした便乗値上げを、政府は厳しく監視すること。
- 三、物価に跳ね返る地価高騰の抑制を強力に図り、物価安定策を推進すること。
- 四、逆進性の強い多くの欠陥・矛盾を抱えた消費稅は即時廃止すること。
- 五、国民の消費の高額負担軽減を図るために、内外価格差の早期是正をすること。

第一号中正誤

ペ 段 行 誤
三二八 企画庁の

計画等の 正

平成二年六月六日印刷

平成二年六月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E